

（仮称）徳島鳴門風力発電事業
環境影響評価方法書
補足説明資料

令和 6 年 8 月

東急不動産株式会社

風力部会 補足説明資料 目次

1.	対象事業実施区域について(阿部顧問)【方法書 p. 4】	1
2.	対象事業実施区域(拡大図)について(平口顧問)(非公開)【方法書 p. 7】	2
3.	対象事業実施区域(拡大図)について(平口顧問)(非公開)【方法書 p. 7】 (二次質問)	6
4.	発電所の設備配置計画について(水鳥顧問)(非公開)【方法書 p. 9】	7
5.	輸送ルートや工事車両ルートについて(今泉顧問)【方法書 p. 14】	8
6.	大型部品の輸送ルートについて(近藤顧問)【方法書 p. 15】	9
7.	工事関係車両の主要な走行ルートについて(近藤顧問)【方法書 p. 16】	10
8.	土工量について(近藤顧問)(非公開)【方法書 p. 17】	11
9.	工事による排水について(水鳥顧問)【方法書 p. 17】	12
10.	風配図の作成位置について(近藤顧問)【方法書 p. 25】	13
11.	ゾーニングについて(阿部顧問)(非公開)【方法書 p. 24】	15
12.	ゾーニングについて(阿部顧問)(非公開)【方法書 p. 24】 (二次質問)	16
13.	植生の概要について(鈴木顧問)【方法書 p. 93~98】	17
14.	重要な群落について(鈴木顧問)【方法書 p. 107】	18
15.	食物連鎖模式図について(鈴木顧問)【方法書 p. 113】	19
16.	取水場や浄水場の位置について(平口顧問)【方法書 p. 139】	20
17.	取水場や浄水場の位置について(平口顧問)【方法書 p. 139】 (二次質問)	22
18.	配慮を要する各施設までの距離について(今泉顧問)【方法書 p. 147】	23
19.	風力発電機から最も近い住宅までの距離について(今泉顧問)【方法書 p. 147】	24
20.	景観資源について(阿部顧問)【方法書 p. 121、p. 182~183】	25
21.	保安林の種類について(平口顧問)【方法書 p. 191】	26
22.	地盤の安定性について(阿部顧問)【方法書 p. 194】	28
23.	保安林の種類について(平口顧問)【方法書 p. 191】 (二次質問)	29
24.	土地の安定性について(平口顧問)【方法書 p. 196】	30
25.	大気質ふんじんについて(近藤顧問)【方法書 p. 203】	31
26.	風況観測塔の設置位置について(近藤顧問)【方法書 p. 219】	32
27.	騒音の予測過程について(今泉顧問)	34
28.	スウィッシュ音について(今泉顧問)	35
29.	大気環境の調査地点について(非公開)【チェックリスト(方法書)No. 33、43】	36
30.	土質調査について(岩田顧問)【方法書 p. 221】	45
31.	水質調査地点について(中村顧問)【方法書 p. 223】	46
32.	水質調査地点について(平口顧問)【方法書 p. 223】	47
33.	水質調査地点について(平口顧問)【方法書 p. 223】 (二次質問)	48
34.	渡り鳥の調査について(佐藤顧問)【方法書 p. 229 から】	49
35.	鳥類調査地点からの可視範囲【チェックリスト(方法書)No. 70】	50
36.	魚類、底生動物の調査について(岩田顧問)【方法書 p. 237】	65

37. 植生調査手法について(鈴木顧問)【方法書 p. 250～252】	66
38. 専門家等からの意見の概要等について(鈴木顧問)【方法書 p. 281】	67
39. 専門家へのヒアリング状況(非公開)【チェックリスト(方法書)No. 99】	68
40. 温室効果ガスについて(平口顧問)	69

1. 対象事業実施区域について（阿部顧問）【方法書 p. 4】

- ・対象事業実施区域の南西側に広く風力発電機設置予定範囲ではないエリアがあります。どのような用途で使用する予定でしょうか？

（事業者の見解）

風車設置予定範囲への既設林道がありますが、この林道も進入路の候補としているため、対象事業実施区域に含めています。

2. 対象事業実施区域(拡大図)について(平口顧問) (非公開)【方法書 p. 7】

- ・風力発電機設置想定範囲は示されていますが、発電機の具体的な設置位置が不明です。現時点での予定で結構ですので、設置位置をお示し下さい。
- ・各風車ヤードを結ぶ道路には既設の道路が利用可能でしょうか。新設道路と既設道路の長さの概略を教えてください。

(事業者の見解)

- ・風力発電機の配置計画図は図1のとおりです。
- ・各風車ヤードを結ぶ管理用道路につきましては既存の道路がないことからすべて新設とする計画です。

※風力発電機の配置は仮配置であること、土地所有者の情報が含まれる可能性があることから非公開とします。

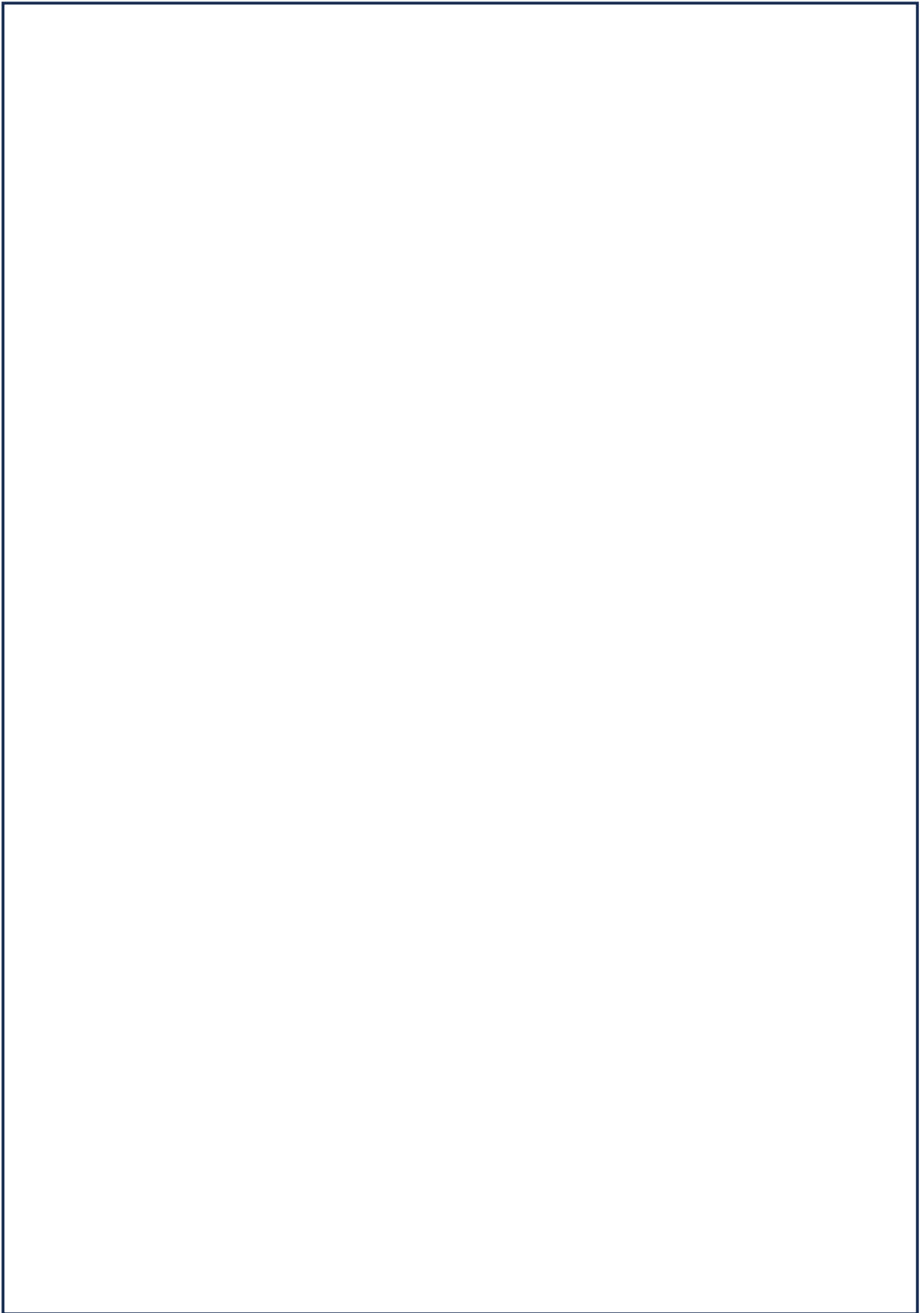


図 1 (1) 風力発電機の配置計画図（全体）

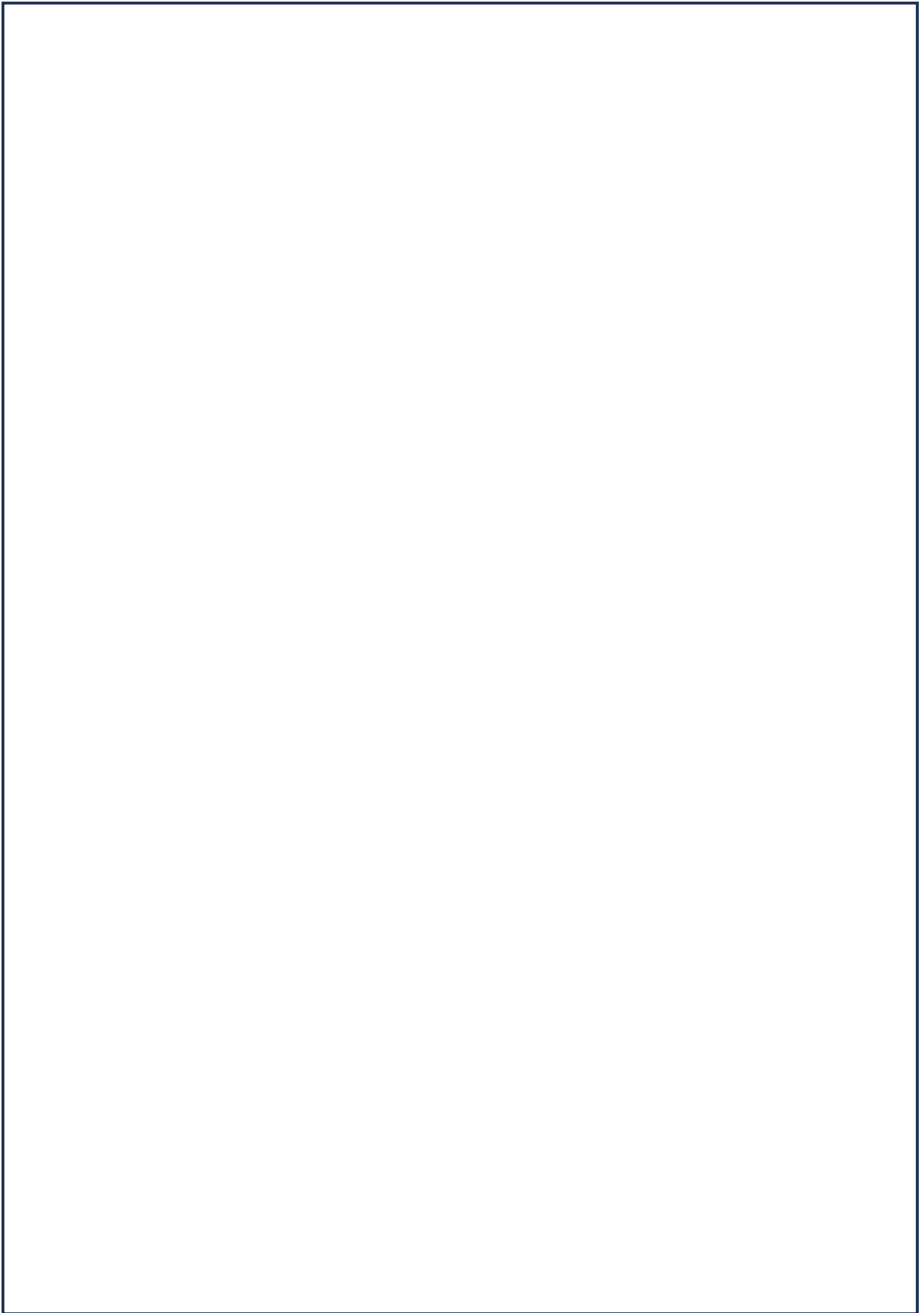


図 1 (2) 風力発電機の配置計画図（拡大 1）

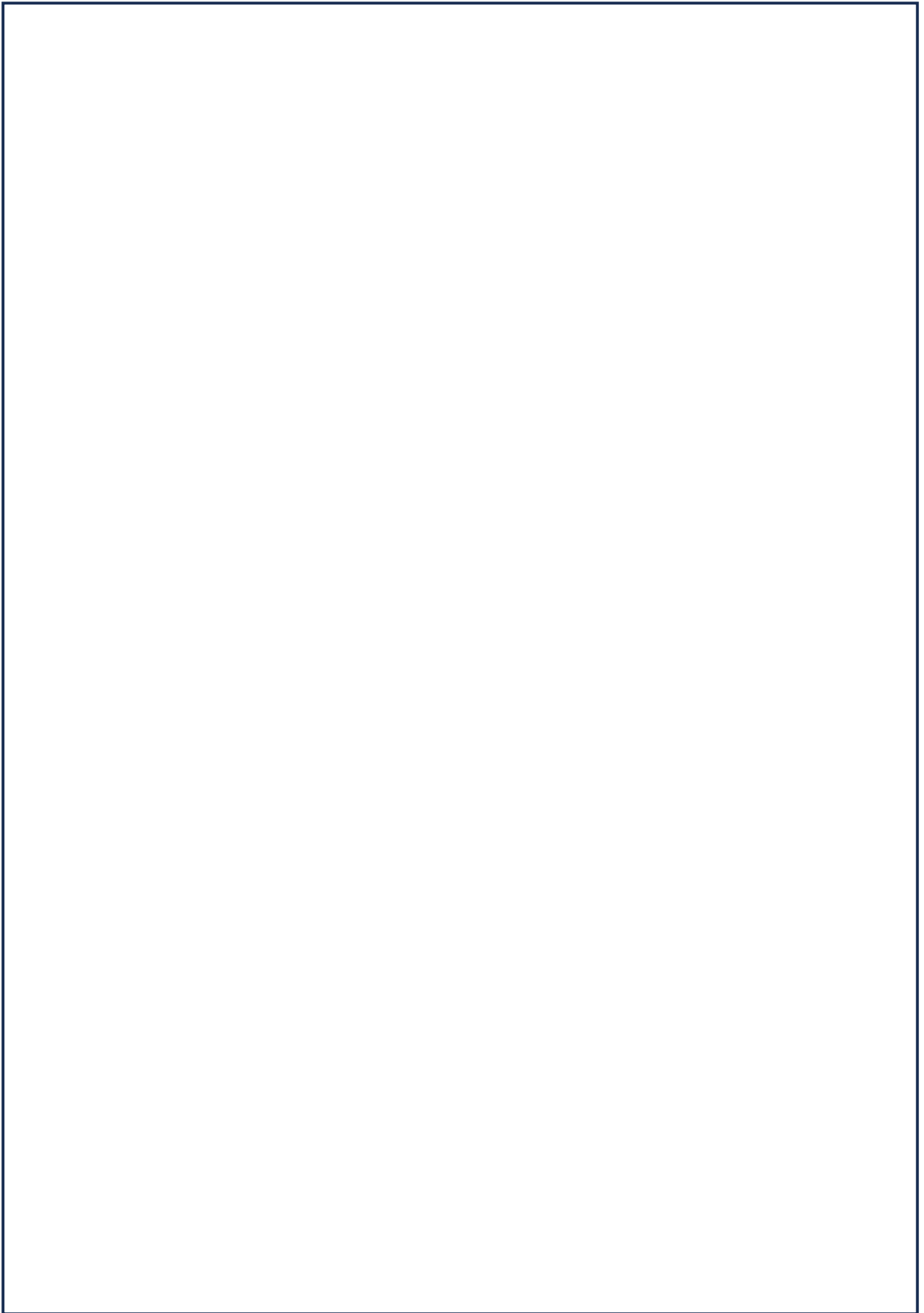


図 1 (3) 風力発電機の配置計画図 (拡大 2)

3. 対象事業実施区域(拡大図)について(平口顧問) (非公開)【方法書 p. 7】 (二次質問)

各風車ヤードを結ぶ管理用道路をはじめ、風車設置予定範囲への進入路の多くも新設道路のように見えます。準備書に向けて、開発面積を小さくし、土工量もなるべく少なくなるようにしてください。

(事業者の見解)

本事業による土地の改変や樹木の伐採は必要最低限とし、環境への影響を回避又は極力低減できるよう、準備書に向け検討を進めます。

※事業計画検討中のため、非公開とします。

4. 発電所の設備配置計画について(水鳥顧問)(非公開)【方法書 p. 9】

- ・現時点の計画で結構ですので、風力発電機の配置計画を教えてください。

(事業者の見解)

- ・風力発電機の配置計画図は図 1 のとおりです。

※風力発電機の配置は仮配置であること、土地所有者の情報が含まれる可能性があることから非公開とします。

5. 輸送ルートや工事車両ルートについて(今泉顧問)【方法書 p. 14】

- ・輸送ルートや工事車両ルートを本文中に省略せずに記載して下さい。

(事業者の見解)

準備書において、以下のとおり記載いたします。

2. 交通に関する事項⁴

(1) 工事用道路⁴

大型部品（風力発電機等）の輸送ルートは、図 2.2-5 のとおり徳島港から対象事業実施区域に至る既存道路である一般県道 129 号(徳島津田インター線)、一般県道 120 号(徳島小松島線)、主要地方道 29 号(徳島環状線)、主要地方道 39 号(徳島鳴門線)、一般県道 225 号(桧藍住線)、一般国道 11 号、主要地方道 12 号(鳴門池田線)及び主要地方道 41 号(徳島北灘線)等を活用し、風力発電機を輸送する計画である。なお、今後の検討結果によっては、輸送計画を変更する可能性がある。⁴

工事用資材等の搬出入に係る車両（以下「工事関係車両」という。）の主要な走行ルートは図 2.2-6 のとおり、主要地方道 14 号(松茂吉野線)、一般県道 188 号(今切港線)、主要地方道 40 号(徳島空港線)、一般国道 11 号、主要地方道 12 号(鳴門池田線)及び主要地方道 41 号(徳島北灘線)等である。⁴

6. 大型部品の輸送ルートについて(近藤顧問)【方法書 p. 15】

- ・大型部品の輸送ルートで対象事業実施区域の西側から入るルートがありますが、このルートをとった場合対象事業実施区域の中には風力発電機の設置予定場所につながる既存道路は無いように見えますが、ここには新設道路を造る予定でしょうか。

(事業者の見解)

輸送ルートに関しましては、現在西側のルートを含め検討を行っている所ではございますが、風力発電機設置予定範囲に通じる既存ルート以降の新設も検討しており、今後、関係自治体と協議を行いながら、設計の段階で安定性を考慮した計画にする等、安全に十分配慮したものといたします。

7. 工事関係車両の主要な走行ルートについて(近藤顧問)【方法書 p. 16】

- ・工事関係車両の主要な走行ルート①と②はどのように使い分けるのでしょうか。たとえば一方通行にするのでしょうか。

(事業者の見解)

工事関係車両の主要な走行ルートの選定も含め、今後、関係自治体や近隣の皆様とも十分に協議を行った上で工事計画を策定いたします。

8. 土工量について(近藤顧問) (非公開)【方法書 p. 17】

- ・工事用道路やサイトの建設に相当量の土工量が出る印象を持ちますが、現状でどの程度を想定しているのでしょうか。

(事業者の見解)

対象事業実施区域内の切土量・盛土量の状況は、下記のとおりです。

- ・切土量 約 万 m³
- ・盛土量 約 万 m³
- ・残土量 約 万 m³
- ・伐採面積 約 ha

※事業計画検討中のため、非公開とします。

9. 工事による排水について(水鳥顧問)【方法書 p. 17】

- ・準備書においては、風力発電機設置ヤードだけでなく、道路工事区域や残土処分場（設置する場合）などを含めた雨水排水対策を、できるだけ具体的に記載・説明してください。

(事業者の見解)

準備書では、風力発電機設置ヤードだけでなく、道路工事区域や残土処分場（設置する場合）などを含めた雨水排水対策を、できるだけ具体的に記載するようにいたします。

10. 風配図の作成位置について(近藤顧問)【方法書 p. 25】

- ・図の左下にある風配図等を作成した位置はどこになるでしょうか。

(事業者の見解)

風配図等を作成した地点を図2にお示しいたします。

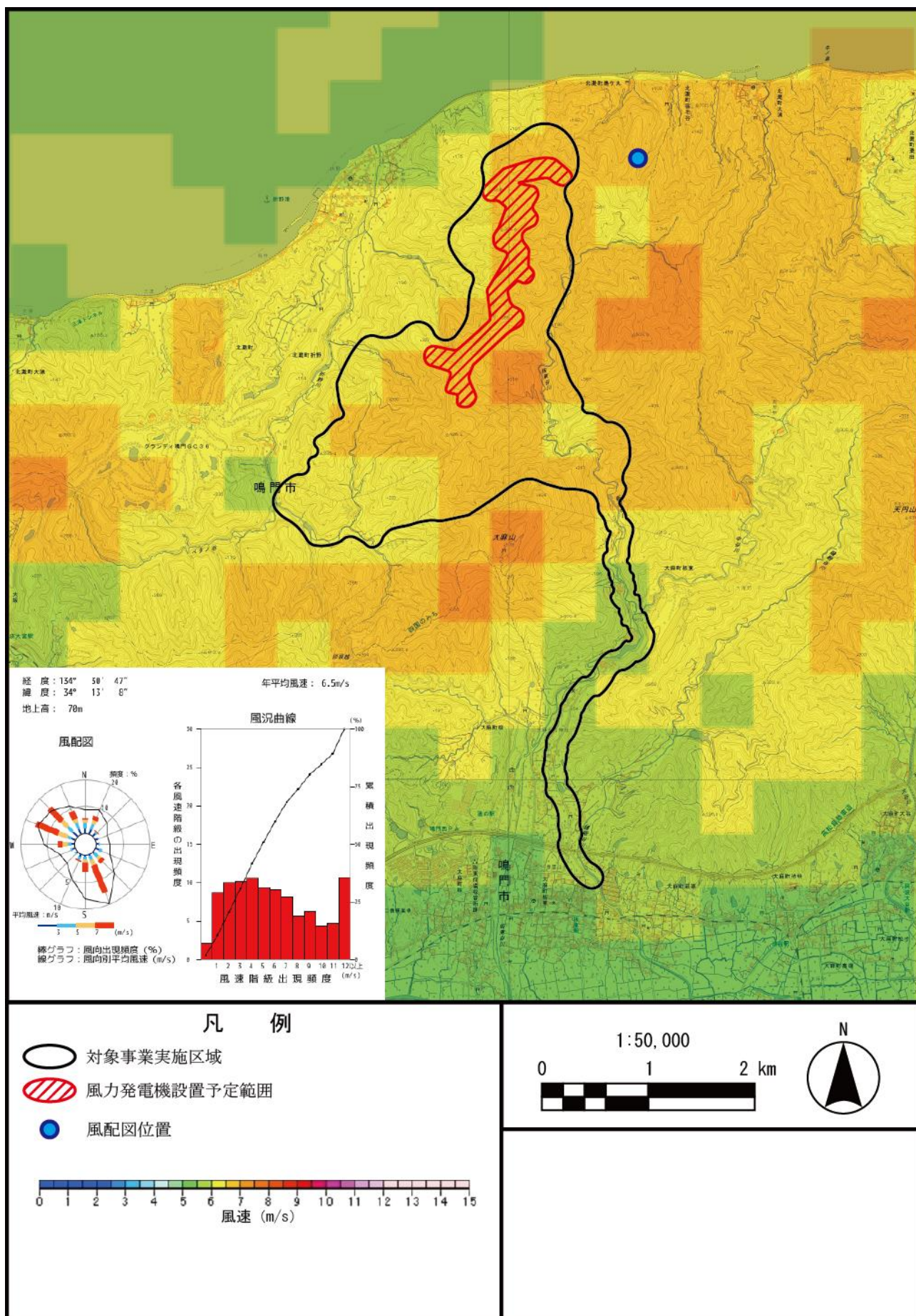


図 2 風況の状況 (地上高 70m)

1 1. ゾーニングについて(阿部顧問) (非公開) 【方法書 p. 24】

- ・風力発電機設置予定範囲の一部にオレンジゾーンやレッドゾーンがありますが、そこは風車の配置を避ける計画でしょうか？現段階で想定している風車の配置と鳴門市のゾーニングとの関係を図示してください。

(事業者の見解)

- ・風力発電機の配置計画図とゾーニングマップとの関係は図3のとおりです。

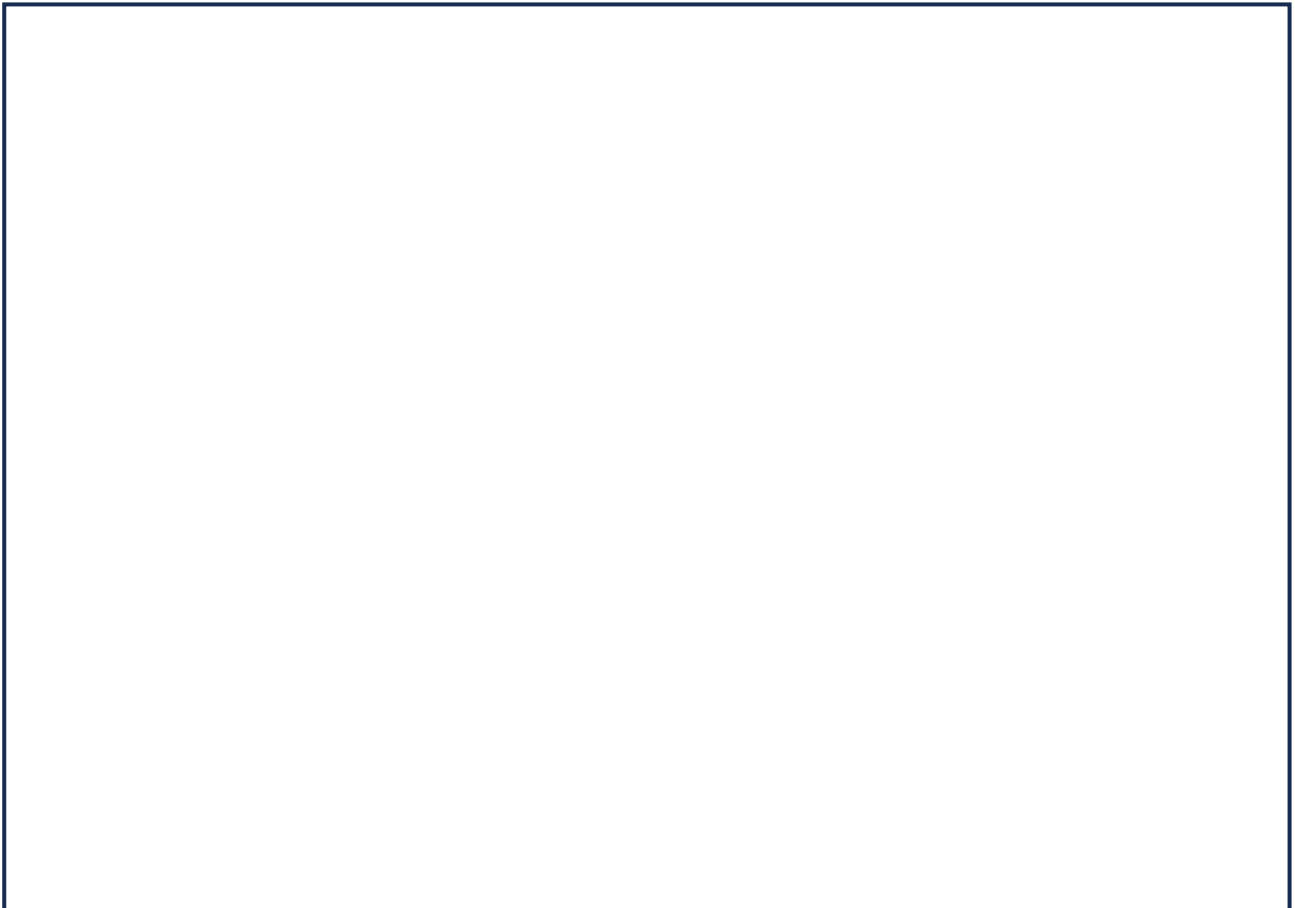


図3 風力発電機の配置計画及び鳴門市ゾーニングマップ(最終評価図)

※風力発電機の配置は仮配置であること、土地所有者の情報が含まれる可能性があることから非公開とします。

12. ゾーニングについて(阿部顧問) (非公開) 【方法書 p. 24】 (二次質問)

・レッドゾーンは立地不可ですので風車の配置は難しいと考えられますが、そこは避ける計画でしょうか。オレンジゾーンはどのようにお考えでしょうか。

(事業者の見解)

鳴門市様のゾーニング制定の趣旨等を踏まえ、「慎重な立地検討を要すべき地域（イエローゾーン）」を中心に計画を行います。また、今後現況調査を進めながら詳細な風車の配置計画を進め、レッドゾーンについては原則配置しない、オレンジゾーンについては極めて慎重に配置の有無を検討してまいります。

※事業計画検討中のため、非公開とします。

13. 植生の概要について（鈴木顧問）【方法書 p. 93～98】

- ・引用されている環境省植生図ですが、2面の図幅の接合部分に凡例の不整合が見られますので、その旨を注釈として付記ください。
- ・また準備書段階での現存植生図は、この不整合を修正する形で作成してください。
- ・植生の概要に植生自然度の配分状態も記されていますが、植生自然度は現存植生を転化したものですので、それぞれ現存植生の凡例と対応させて記述した方が当該地域の植生の特徴が分かりやすくなると思います。

（事業者の見解）

- ・環境省の植生図では、2面の接合部分に不整合がみられますが、これは、環境省の植生調査の実施年度の違い及び調査精度によるものと思われます。ただし、不整合の正確な理由がわからないために、準備書では注釈として、以下の内容を付記いたします。

「環境省の植生図においては、2面の接合部分に不整合がみられる」

- ・現地での植生調査結果に基づき、現存植生図を作成しますので、2面の不整合は解消できるものと考えています。
- ・準備書では植生の概要の記載を以下のような文面に修正いたします。

「対象事業実施区域及びその周囲の植生自然度は、表 3. 1-34 及び図 3. 1-28 のとおりであり、植生自然度 7 のコナラ群落（Ⅶ）、アカマツ群落（Ⅶ）が広がり、植生自然度 1～3 の市街地、水田雑草群落、竹林等、植生自然度 8 のウバメガシ二次林、シイ・カシ二次林が局所的に分布している。対象事業実施区域では、植生自然度 1～8、植生自然度 10 のツルヨシ群集が確認されており、植生自然度 9 は確認されていない。」

14. 重要な群落について(鈴木顧問)【方法書 p.107】

・重要な群落として植生自然度10と9をあげていますが、当該地域はコナラ林、アカマツ林など植生自然度8、7の二次林が広い面積を占めています。これらの植生には多くの種が生育し、重要な種なども発見される可能性があり、そのような場合は重要な群落として扱うことも検討すべきではないでしょうか。経産省の「発電所に係る環境影響の手引き」の第4章3植物のロ-⑦に、「その他地域特性上重要と考えられるもの」という解説がありますので、ご配慮ください。

(事業者の見解)

方法書の植生自然度は、環境省の植生図をベースに作成しており、掲載した植生図のコナラ群落、アカマツ群落から植生階級、種組成、それに伴う自然度の基準は判断できないことから、上記のご指摘については、現地での調査結果を踏まえて重要な群落として扱うかどうか検討いたします。

15. 食物連鎖模式図について(鈴木顧問)【方法書 p.113】

・草食性哺乳類・鳥類の中には、イタチ、キツネなどに捕食される種があるのではないのでしょうか。

(事業者の見解)

ご指摘のとおり、イタチ、キツネは、小型の鳥類はもとより、ウサギ等も単独で捕食しますので、その部分を修正した食物連鎖模式図を図4にお示しいたします。

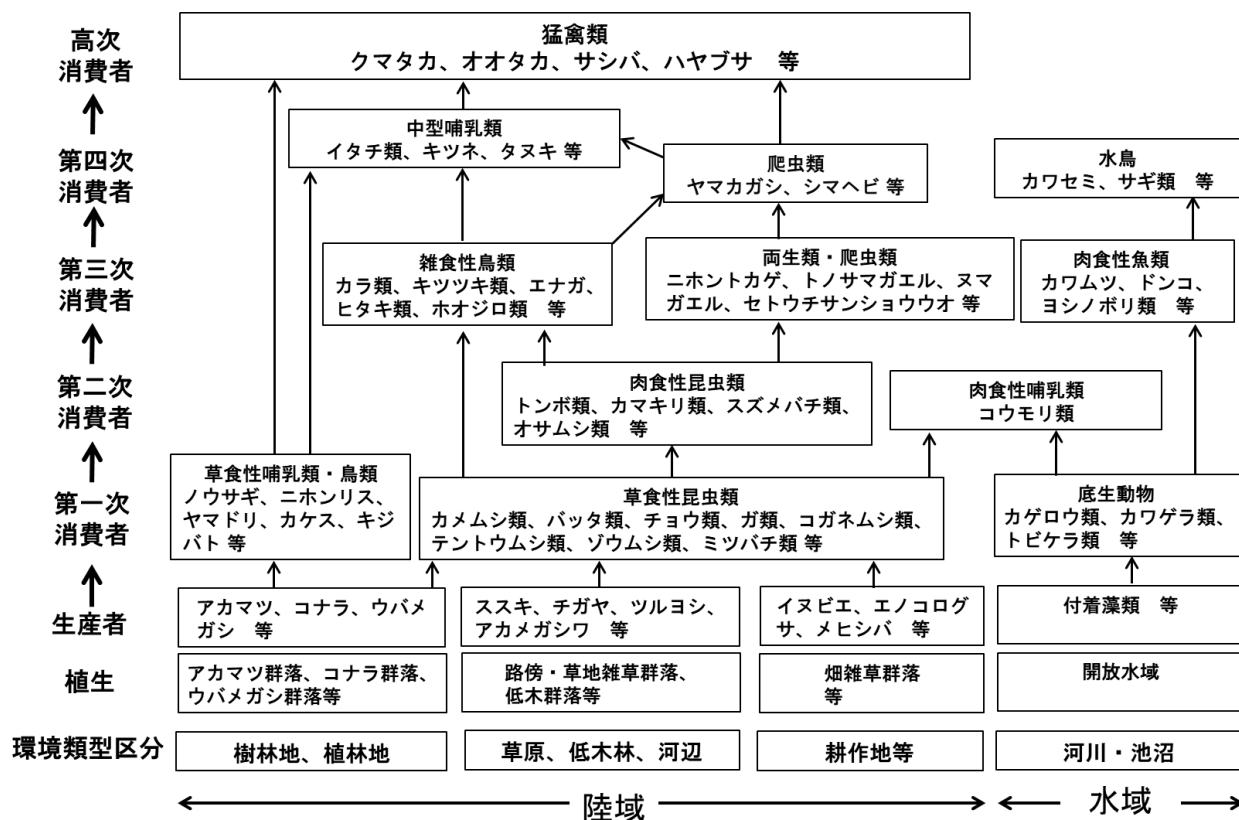


図4 食物連鎖模式図

16. 取水場や浄水場の位置について(平口顧問)【方法書 p. 139】

- ・鳴門市は表流水を水道用水に用いているようですが、取水場や浄水場の位置を示して下さい。

(事業者の見解)

鳴門市の水道用水は旧吉野川から取水してします。取水地点である鳴門市浄水場の位置を図5に示いたします。

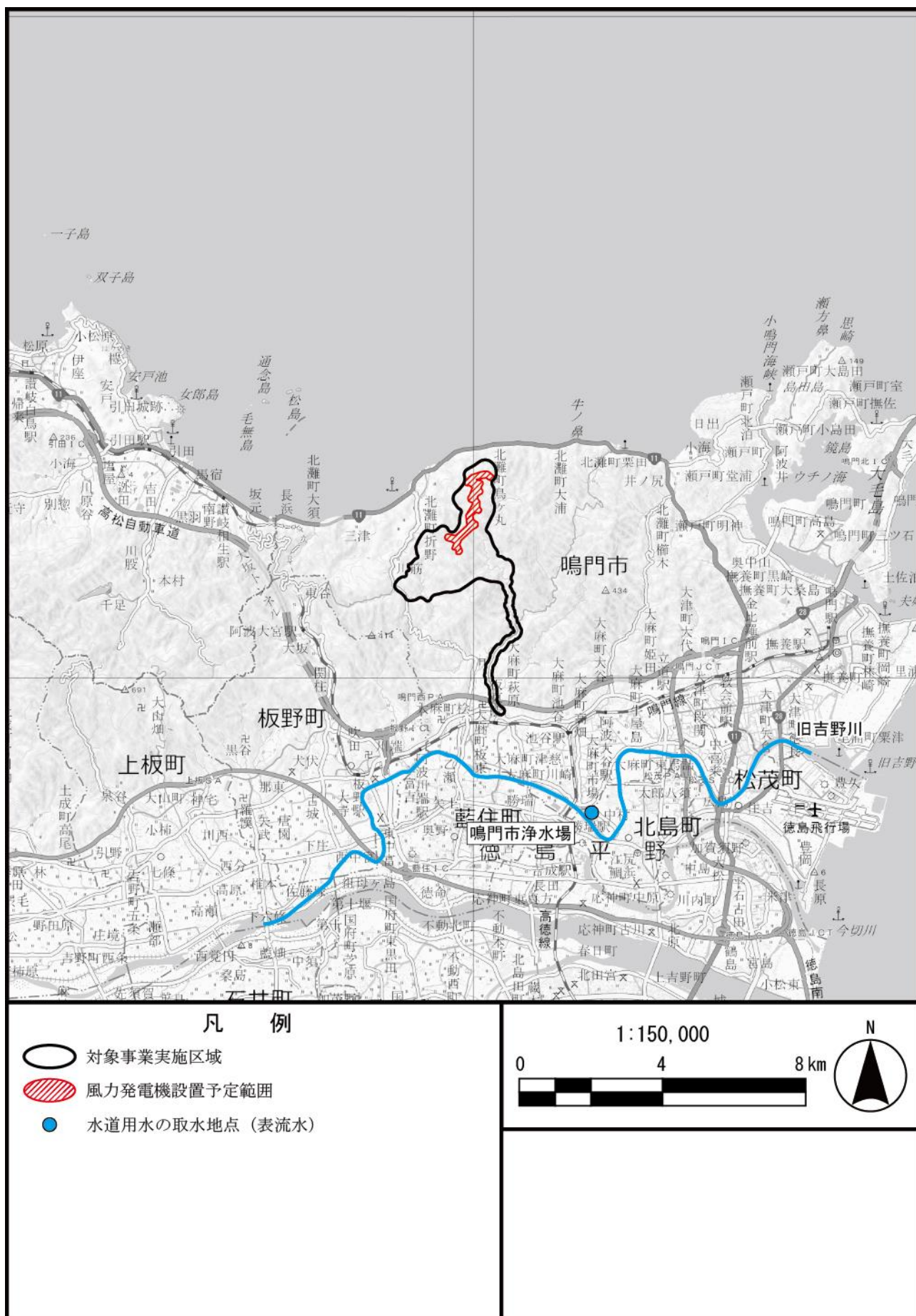


図5 水道用水の取水地点

17. 取水場や浄水場の位置について（平口顧問）【方法書 p. 139】（二次質問）

- ・提示していただいた鳴門市浄水場の位置図（補足説明資料の図5）を図書でも示してください（溜め池の図と一緒に結構です）。それに伴い、本文において、「河川の水道用水の利用はない」という表現は修正してください。

（事業者の見解）

鳴門市浄水場の位置について、準備書以降の図書にお示しいたします。なお、浄水場の位置は、対象事業実施区域及びその周囲としている図の範囲外となるため、別途広域図として記載いたします。また、本文の記載についても修正いたします。

18. 配慮を要する各施設までの距離について(今泉顧問)【方法書 p. 147】

- ・配慮を要する各施設までの距離を明記して下さい。

(事業者の見解)

方法書 p. 147 において、配慮を要する施設として「22 障害者支援施設草の実学園」までの距離を約 2.7km と記載しております。

19. 風力発電機から最も近い住宅までの距離について(今泉顧問)【方法書 p. 147】

- ・風力発電機から最も近い住宅までの距離を図中に追記して下さい。

(事業者の見解)

方法書 p. 147 において、風力発電機設置予定範囲から最も近い住宅までの距離を約 0.7km と記載しております。

20. 景観資源について(阿部顧問)【方法書 p. 121、p. 182～183】

・121ページでは自然環境保全基礎調査の結果にもとづいて大麻山を挙げていますが、山頂部の点しか図示されていません。一方、182ページでは自然公園の普通地域が風景の保護を図る地域とされていますが、大麻山県立自然公園の普通地域は対象事業実施区域を包含しています。景観資源としては、大麻山の広いエリアを選定すべきではないでしょうか。

(事業者の見解)

文献調査において大麻山の範囲が特定できなかったことから、自然環境保全基礎調査の結果にもとづき図示しております。引き続き情報収集に努め、大麻山の範囲に関する情報が得られた場合には、準備書以降の手続きにおいて大麻山の範囲を図示いたします。

また、眺望対象として的大麻山について、眺望景観への影響を極力低減するよう努めます。

2 1. 保安林の種類について(平口顧問)【方法書 p. 191】

- ・保安林の種類を示して下さい。

(事業者の見解)

対象事業実施区域内の保安林の種類について、図 6 に示させていただきます。

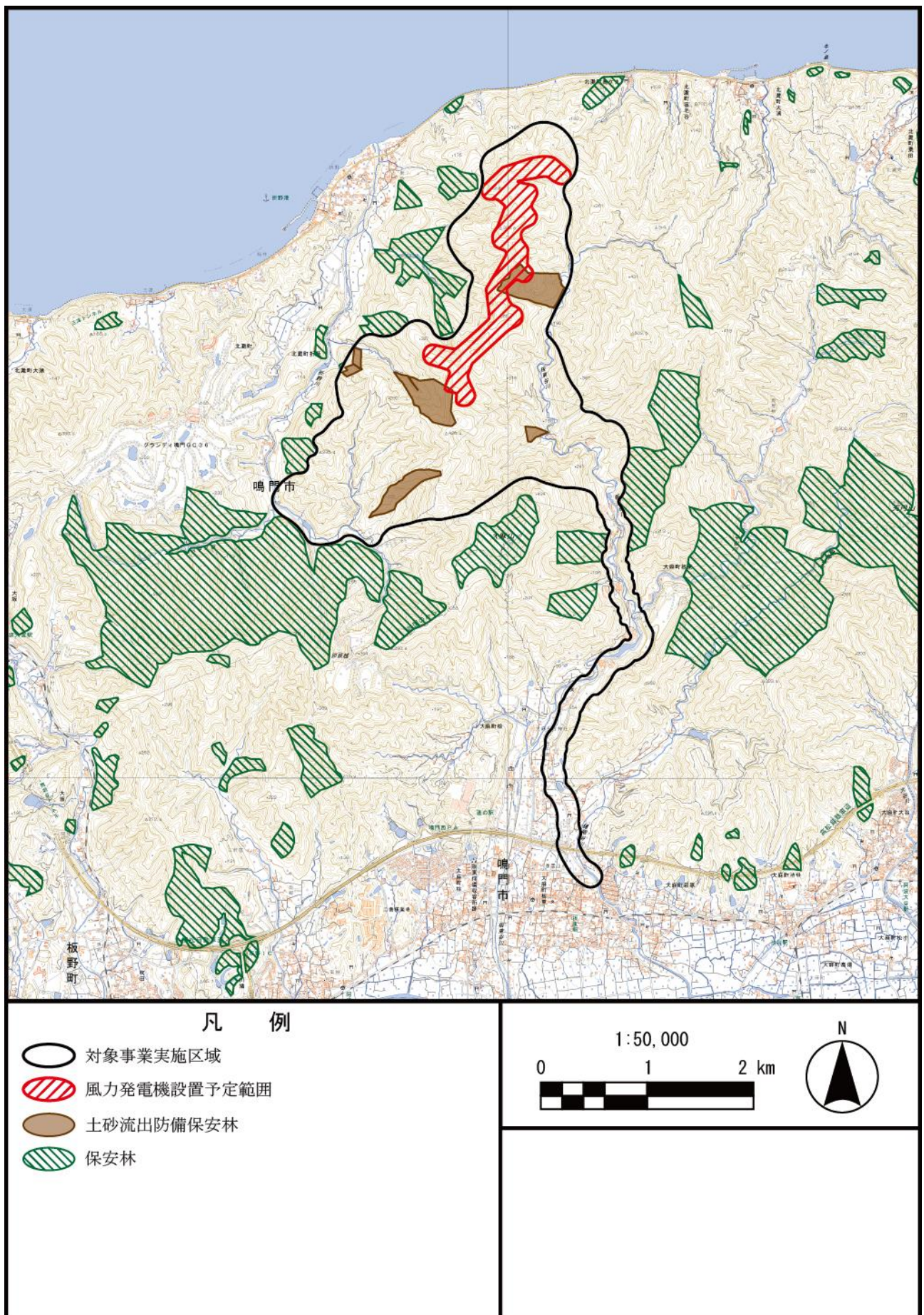


図 6 保安林の指定状況

22. 地盤の安定性について(阿部顧問)【方法書 p.194】

- ・対象事業実施区域の西半分が崩壊土砂流出危険地区となっていますが、地盤の安定性などの評価は行なわないのでしょうか？

(事業者の見解)

今後、林地開発許可等における申請手続きをとおして、災害防止の観点に適合するよう、行政に相談・協議・確認の上、安全に十分配慮した事業計画を策定いたします。

また、工事計画等の検討を進める際においても、切土量、盛土量、残土量等についても考慮した、事業実施による影響を極力低減できる計画を策定いたします。

方法書においては残土の項目を選定しており、準備書以降の手続きにおいて事業計画を基に残土の影響の予測及び評価を実施いたします。

23. 保安林の種類について(平口顧問)【方法書 p. 191】 (二次質問)

- ・本文の「図3. 2-20保安林の指定状況」を提示していただいた図6に差し替えてください。

ところで、図6を図3. 2-20と比較すると、対象事業実施区域の南西部分等に違いが見られますが、何故でしょうか？

(事業者の見解)

準備書以降の図書において、本文の「図 3. 2-20 保安林の指定状況」を、図 6 にお示しした図に差し替えいたします。

なお、方法書届出時には保安林の詳細な位置と種類についての資料が入手できていなかったため、「環境アセスメントデータベース」の情報を基に図を作成いたしましたが、その後のヒアリングの実施により、対象事業実施区域内の保安林の位置及び種類について把握できたため、図 6 のとおりお示しいたしました。

24. 土地の安定性について(平口顧問)【方法書 p.196】

- ・対象事業実施区域の西側半分は崩壊土砂流出危険地区に指定されており、開発には慎重になるべき地域だと思われますが、事業者殿の見解をおたずねします。

(事業者の見解)

今後、林地開発許可等における申請手続きをとおして、災害防止の観点に適合するよう、行政に相談・協議・確認の上、安全に十分配慮した事業計画を策定いたします。

また、工事計画等の検討を進める際においても、切土量、盛土量、残土量等についても考慮した、事業実施による影響を極力低減できる計画を策定いたします。

方法書においては残土の項目を選定しており、準備書以降の手続きにおいて事業計画を基に残土の影響の予測及び評価を実施いたします。

25. 大気質ふんじんについて(近藤顧問)【方法書 p. 203】

・26ページの図にある市道坂東中谷線沿いには砕石工場があり、その影響でこの道路を大型車が通る際にはふんじんが多く巻き上げられることが予想されます。またその近くには福祉施設や学校もあるので、大気質ふんじん(工事用資材の搬出入)について項目選定をすることを検討してください。現状を把握したうえで環境保全措置を検討する必要があるように思います。

(事業者の見解)

大気環境の調査地点の沿道1の施設管理者にヒアリングを行い、必要であれば工事用資材の搬出入による影響について、大気質ふんじんの調査、予測及び評価を検討いたします。

26. 風況観測塔の設置位置について(近藤顧問)【方法書 p. 219】

- ・風況観測塔はどこに設置されるのでしょうか。

(事業者の見解)

風況観測塔の設置位置を図1及び図7にお示しいたします。

27. 騒音の予測過程について(今泉顧問)

- ・[準備書以降]補足資料で構わないので、観測点における予測値を算出する過程で、推計された減衰項の値を一覧で示していただきたい。(なお、観測点が非常に多いので、主要な観測点をいくつか選択して示していただければ良いです)
- ・[準備書以降]環境省による指針値(「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」)との比較結果を図示して下さい。

(事業者の見解)

- ・準備書以降の補足説明資料で、騒音の予測過程における減衰項の値を一覧でお示しいたします。
- ・準備書において、環境省による指針値(「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」)との比較結果を図示いたします。

28. スウィッシュ音について(今泉顧問)

- ・スウィッシュ音の音響特性に関して丁寧に記述して下さい。

(事業者の見解)

準備書において、スウィッシュ音の音響特性に関して記載するようにいたします。

29. 大気環境の調査地点について(非公開)【チェックリスト(方法書)No. 33、43】

・大気質、騒音及び超低周波音、振動の調査地点について、住宅、道路、測定場所の関係が分かる大縮尺の図(500分の1～2500分の1程度)は記載されているか。[非公開可]

【調査地点の妥当性を検討するため】

・騒音の調査地点の状況(写真等)が把握できるものとなっているか。[非公開可]

【騒音の調査地点の妥当性を検討するため】

(事業者の見解)

大気環境(騒音及び低周波音、振動)の詳細図面及び衛星写真を図8及び図9にお示しいたします。

※個人情報保護の観点から非公開とします。

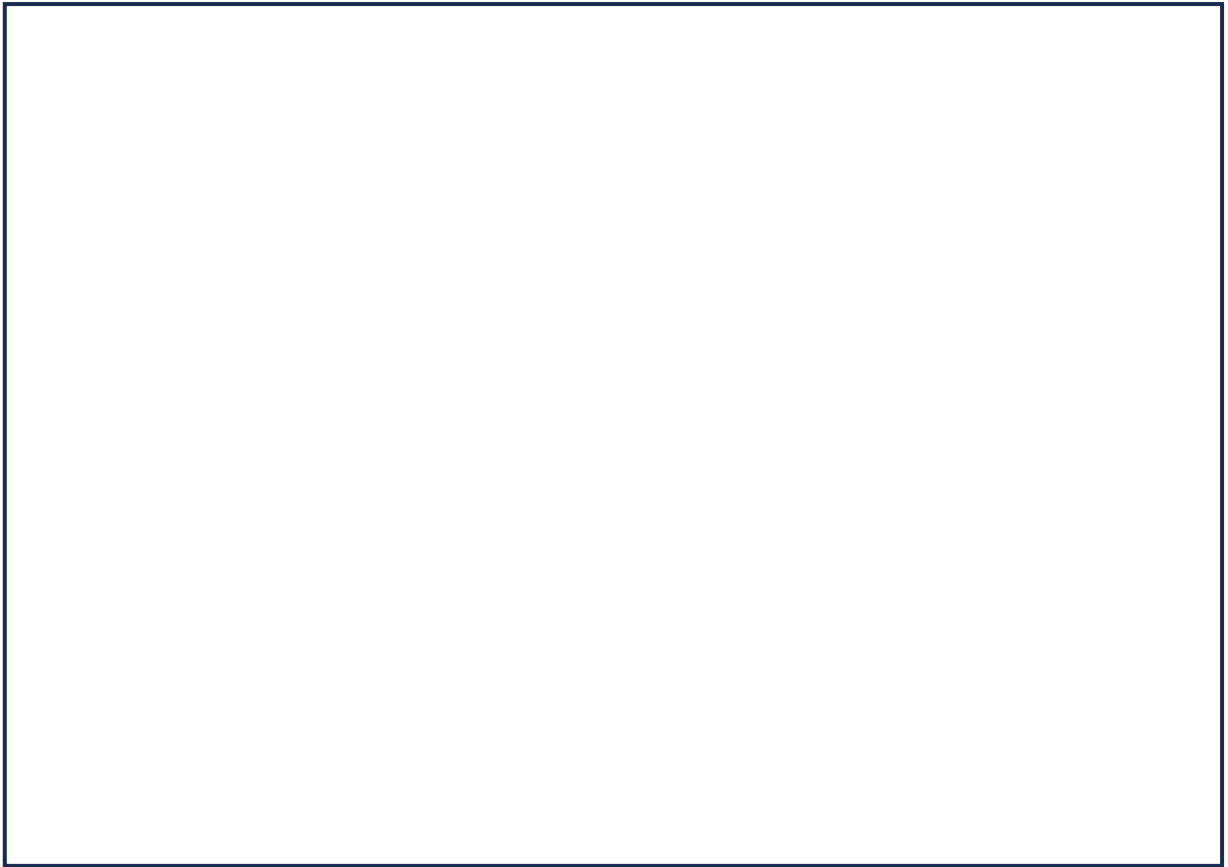


図 8(1) 沿道 1



図 9(1) 沿道 1 (衛星写真)



图 8(1) 沿道 2

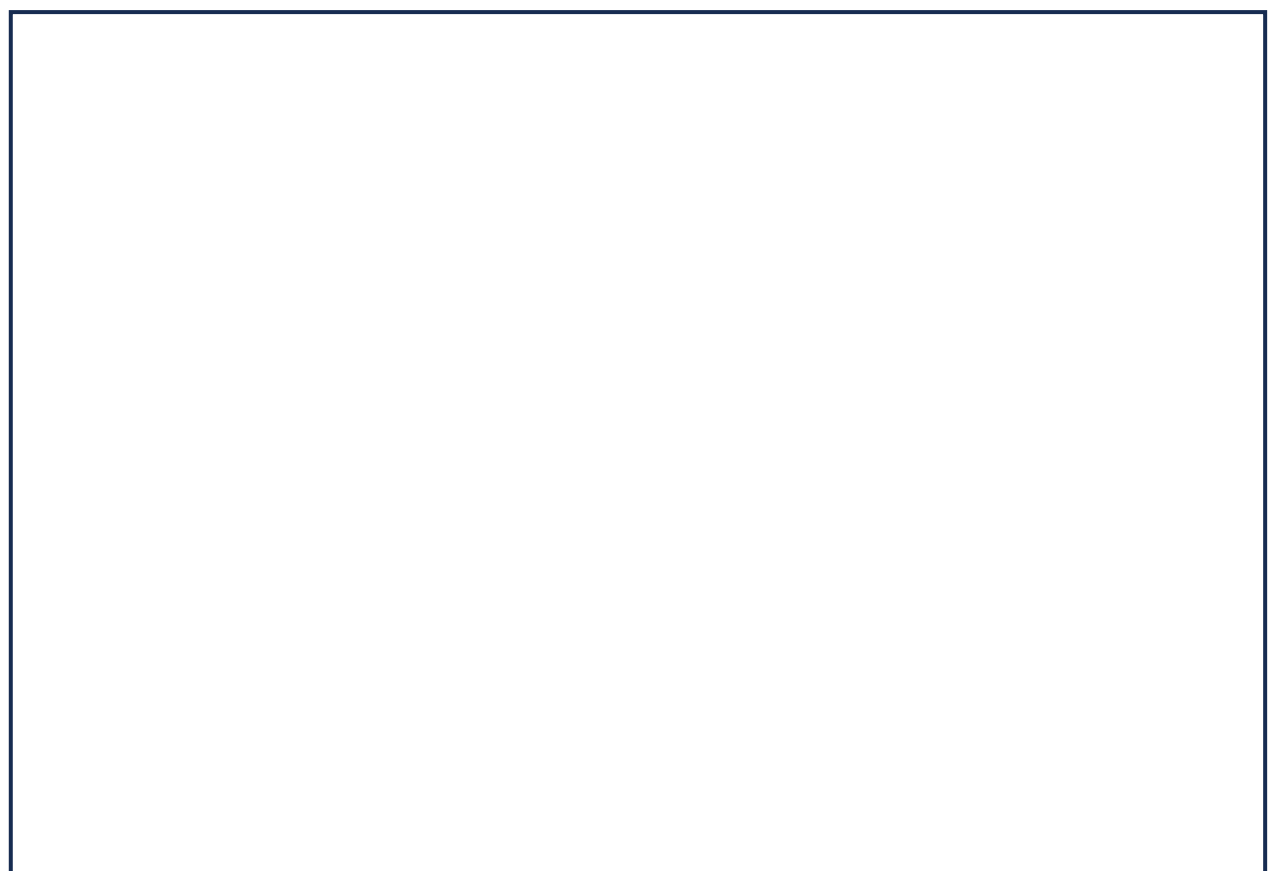


图 9(2) 沿道 2 (卫星写真)



図 8(3) 騒音 1

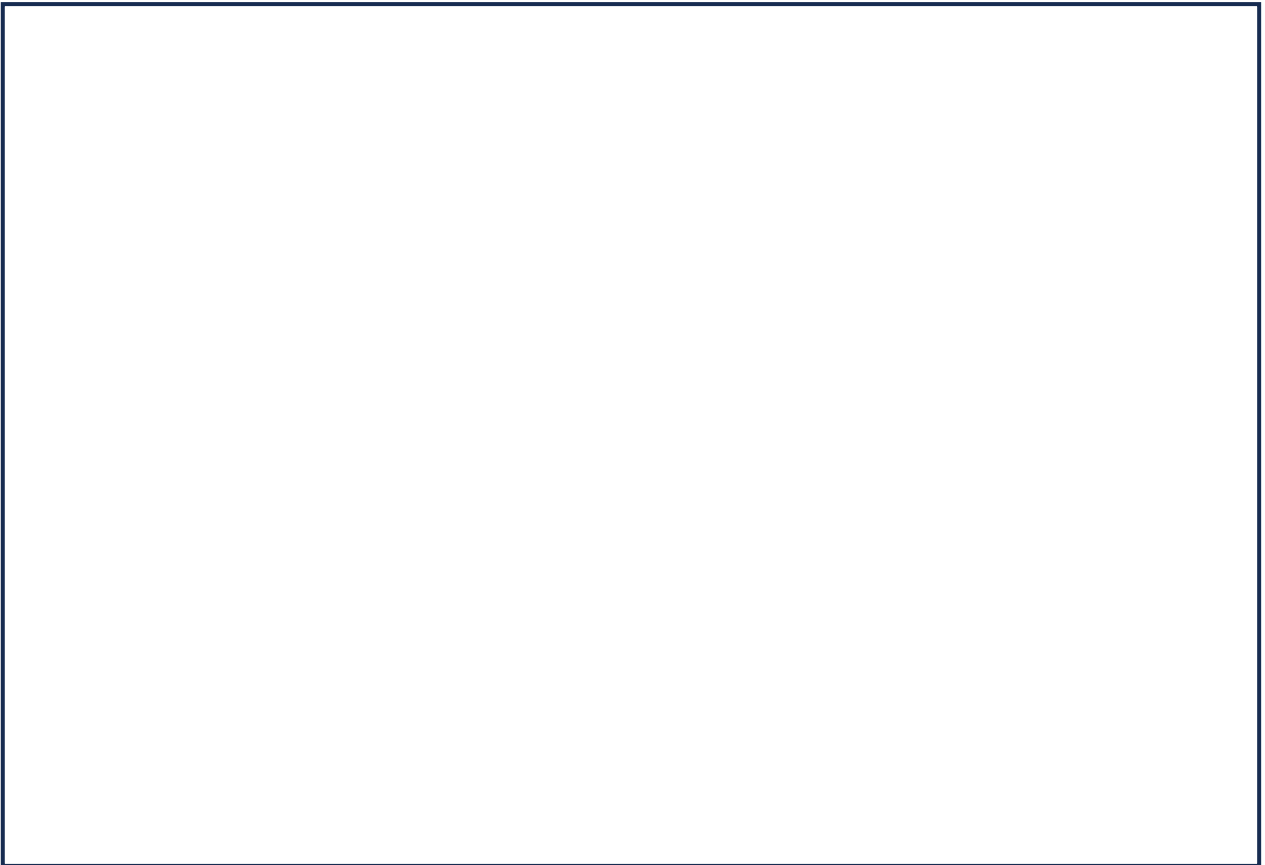


図 9(3) 騒音 1 (衛星写真)

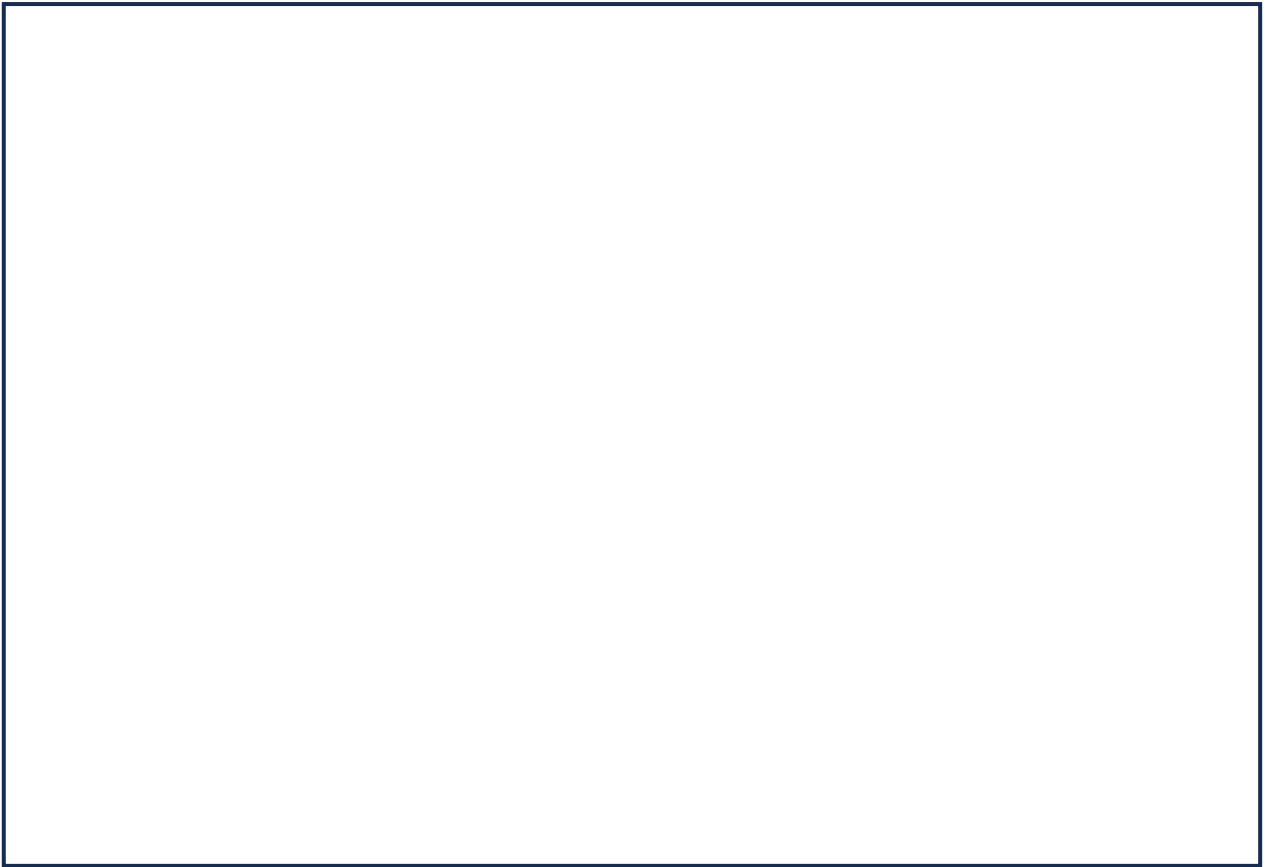


図 8 (4) 騒音 2

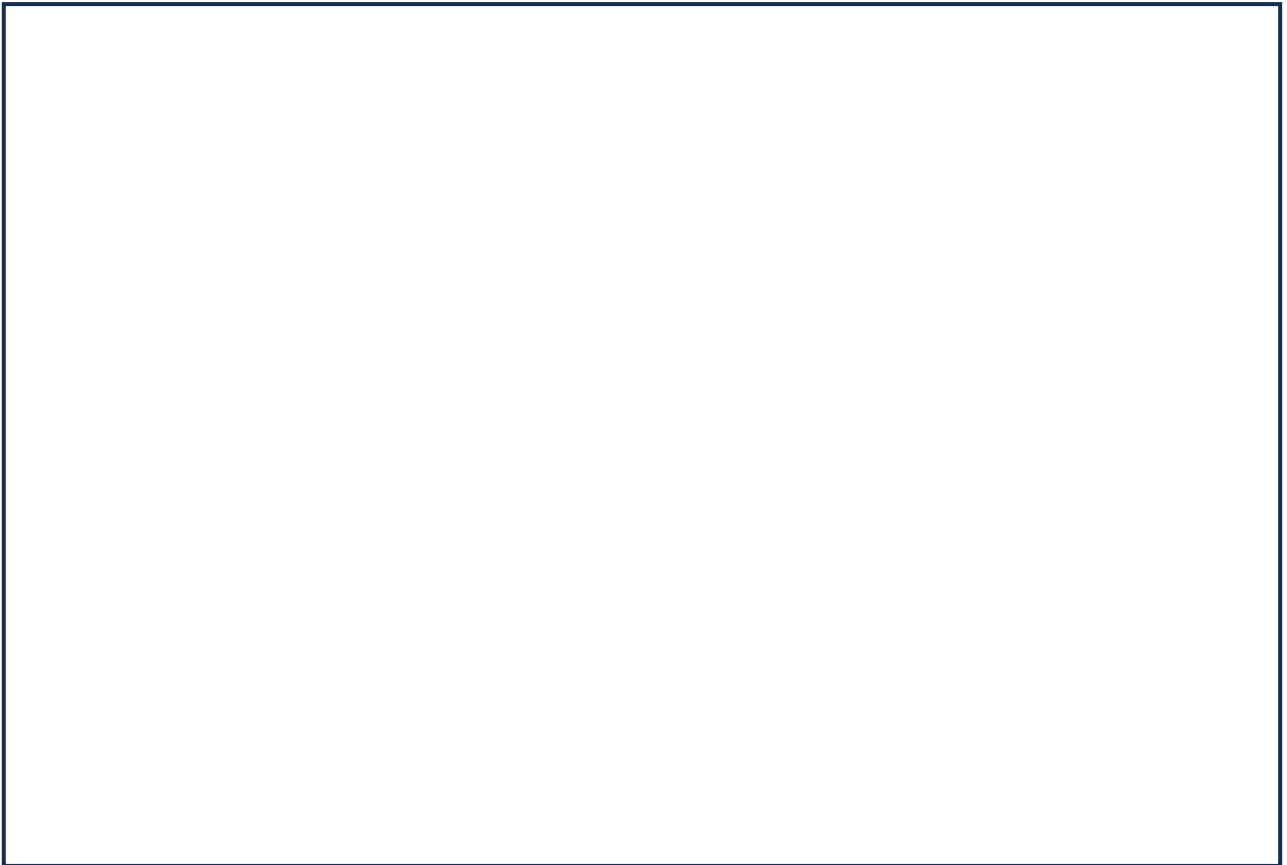


図 9 (4) 騒音 2 (衛星写真)

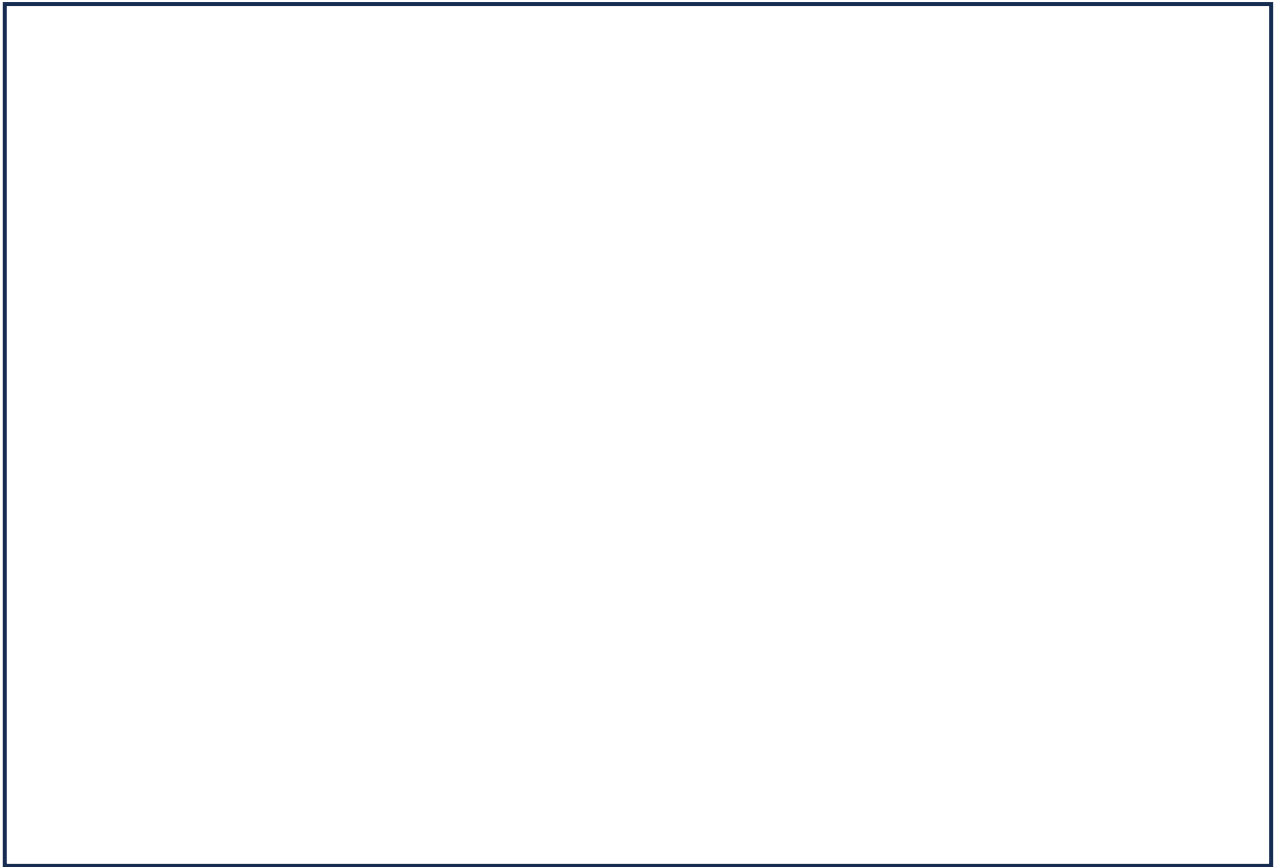


図 8 (5) 騒音 3

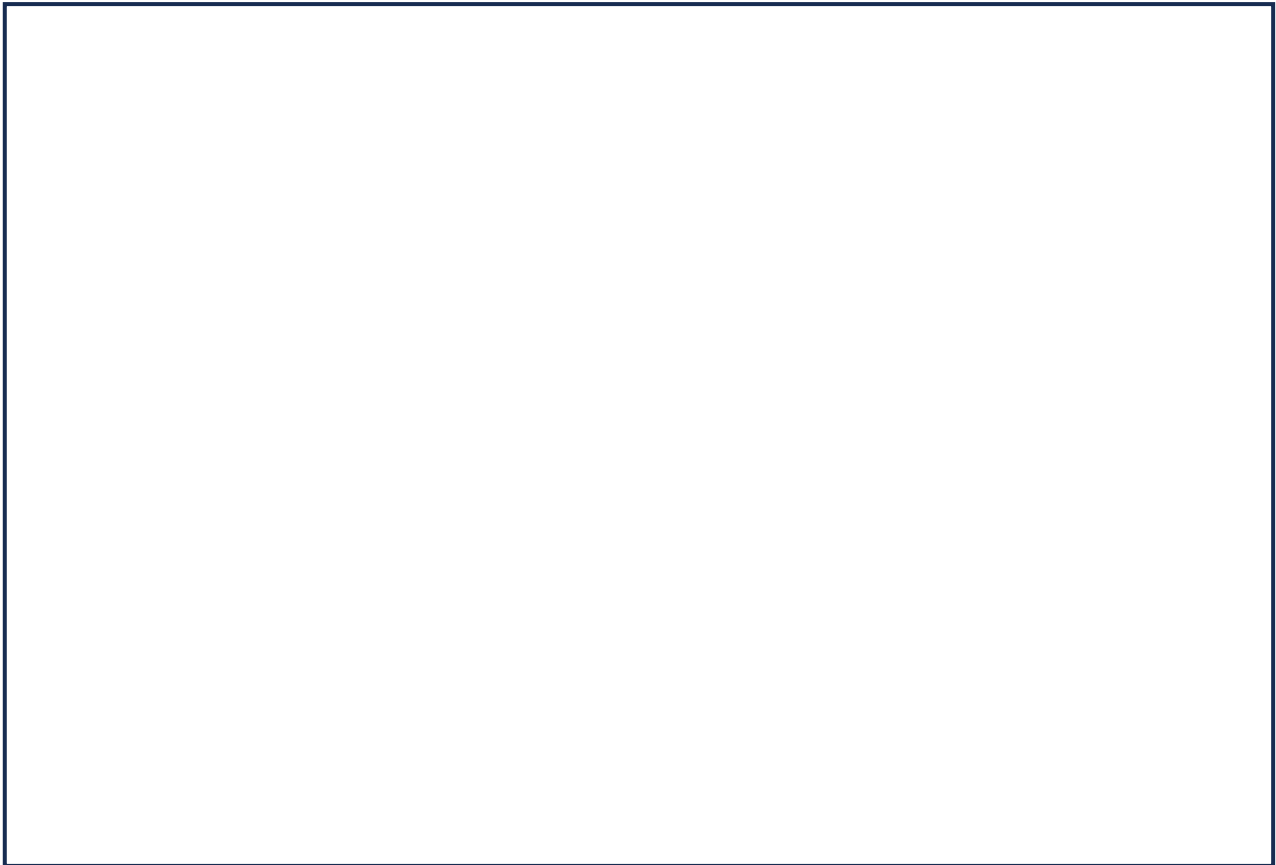


図 9 (5) 騒音 3 (衛星写真)



図 8 (6) 騒音 4



図 9 (6) 騒音 4 (衛星写真)



図 8(7) 騒音 5



図 9(7) 騒音 5 (衛星写真)



図 8 (8) 騒音 6



図 9 (8) 騒音 6 (衛星写真)

30. 土質調査について(岩田顧問)【方法書 p. 221】

- ・【土質の状況調査について】「(4) 土質の状況調査」の現地調査に「土壌浸透能試験」とありますが、「土壌沈降試験」ではないでしょうか。

(事業者の見解)

土壌沈降試験が正しいです。準備書において修正いたします。

3 1. 水質調査地点について(中村顧問)【方法書 p. 223】

・水質調査地点について。例えば水質4や水質2地点など、それらが代表する集水域全体の末端に選定されていますが、濁りの発生が予想される箇所からは離れているように見受けられます。これらはより上流側に設定できないでしょうか。例えば、魚類・底生生物の調査地点は、上流側のW4、W2などに設定されています。魚類・底生生物調査では濁りなどの調査も同時にされるものと思います。

(事業者の見解)

水質の予測・評価で使用する現地調査結果は、沈砂池排水が常時水流に到達する場合の降雨時調査結果であり、平水時調査の結果は当該河川が普段から濁りがあるのか、降雨時の状況がどのくらい異なるのかを確認するために実施するものです。したがって、降雨時調査を安全に実施することができる地点を選定する必要があります。

降雨時には道路がぬかるんだり、陥没したりする危険があることや、強風による倒木・倒竹が予想されることから、上流側への地点設定は調査の安全が確保できません。生物調査は天候の良い昼間に実施できますが、降雨時調査はそのような時間帯には実施できませんので、同一地点での実施は安全確保の観点から困難であると判断します。

32. 水質調査地点について(平口顧問)【方法書 p. 223】

- ・水質調査点3および5の上流(折野川支流)の河道状況について教えてください。この支流の下流域は地滑り危険箇所や山腹崩壊危険地区に指定されており、上流側には砂防ダムが多く設置されているように見えます。
- ・水質2の上流に調査点は取れないでしょうか？

(事業者の見解)

水質の予測・評価で使用する現地調査結果は、沈砂池排水が常時水流に到達する場合の降雨時調査結果であり、平水時調査の結果は当該河川が普段から濁りがあるのか、降雨時の状況がどのくらい異なるのかを確認するために実施するものです。したがって、降雨時調査を安全に実施することができる地点を選定する必要があります。

降雨時には道路がぬかるんだり、陥没したりする危険があることや、強風による倒木・倒竹が予想されることから、水質2の上流側への地点設定は調査の安全が確保できないことから困難と判断しました。

33. 水質調査地点について(平口顧問)【方法書 p.223】(二次質問)

- ・水質2の上流に調査点をとれないこと、了解しました。
- ・調査地点の是非とは無関係に、水質5の調査地点の上流の河道状況について教えてください。地図からは砂防ダムがあるように見えるため、確認したいと思います。(土砂災害が多い地域かどうかを確認するため)

(事業者の見解)

水質5の河川の近くの道路がある範囲においては、砂防ダムは存在しませんでした。それより上流部につきましては現地踏査を行っておらず確認できておりませんが、地形図には「せき(砂防ダムを含む)」の表記があるため、今後、現況調査や詳細設計の中で砂防ダムの有無について鳴門市に確認するようにいたします。

3 4. 渡り鳥の調査について(佐藤顧問)【方法書 p. 229 から】

- ・当該地域はサシバの渡りルートにあたり、ハチクマやノスリなどの渡りもみられます。さらに小鳥類の渡りも多い地域でもあります。鳥類の種類によって、渡りのピークとなる時期が異なることを考慮して、入念な調査を実施して、適正な評価をするのに十分なデータを得るようにしてください。

(事業者の見解)

渡り鳥の飛翔状況につきましては、各月で上旬、中旬、下旬に振り分けることで、多様な種の状況を抑えられるよう調査を計画しております。また、サシバやハチクマなどについては、既存のデータから推測される渡りのピークの時期での実施に努めます。また、猛禽類調査(2 繁殖期・1 非繁殖期)、鳥類調査(4 季)時にも確認された渡り鳥(渡り移動する飛翔)の結果も合わせて整理し、適切な評価をするのに十分なデータを得られるよう努めます。

35. 鳥類調査地点からの可視範囲【チェックリスト(方法書)No. 70】

鳥類調査(重要な種(猛禽類等)、渡り鳥)をポイントセンサス法で行う場合、調査地点からの可視範囲が示されているか。

【調査、予測及び評価の妥当性を検討するため】

(事業者の見解)

鳥類調査のうち、猛禽類調査地点からの可視範囲を図 10 に、渡り鳥調査地点の可視範囲を図 11 にお示します。

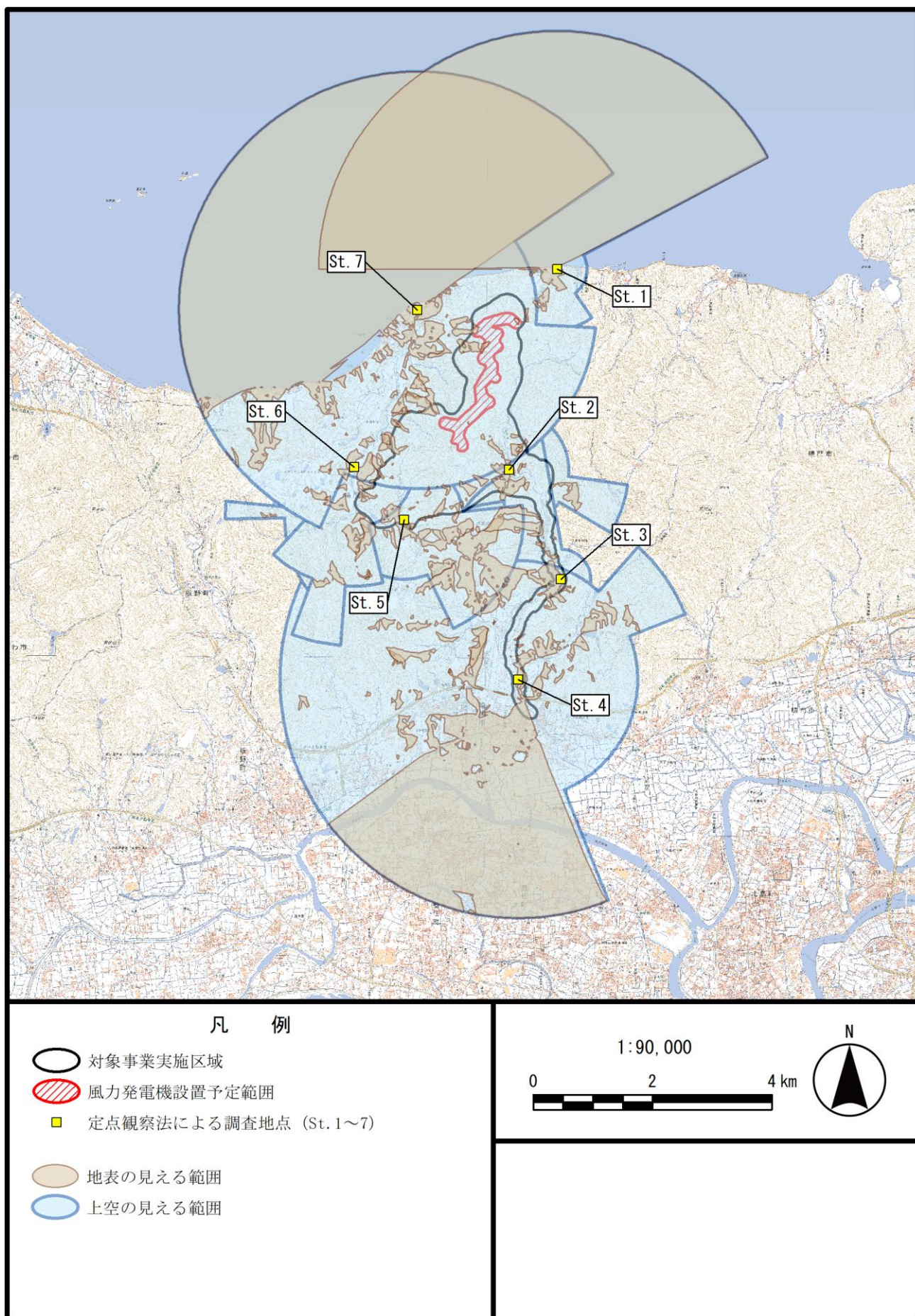


図 10(1) 希少猛禽類調査 定点観察 視野範囲 (全地点)

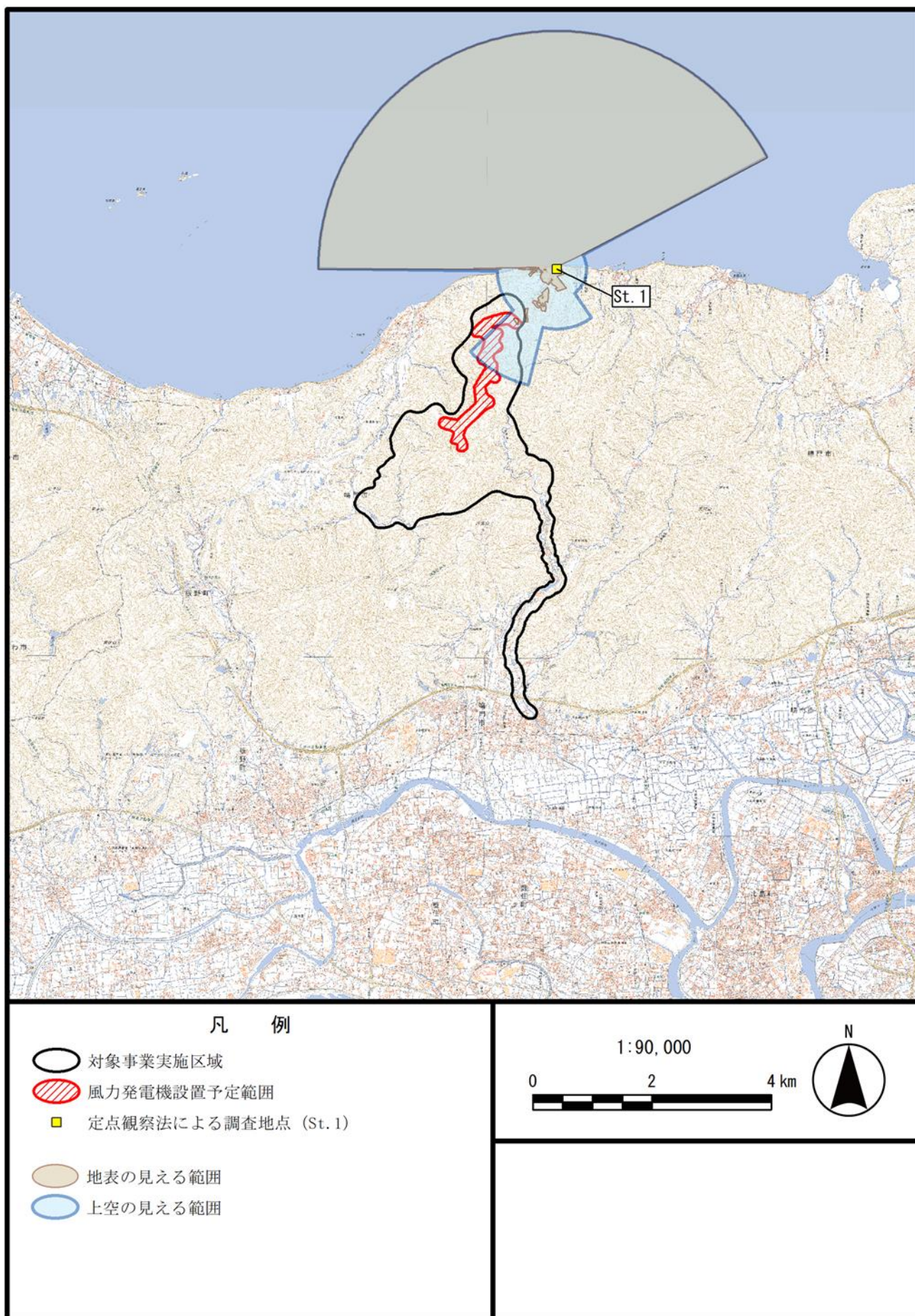


図 10(2) 希少猛禽類調査 定点観察 視野範囲 (St. 1)

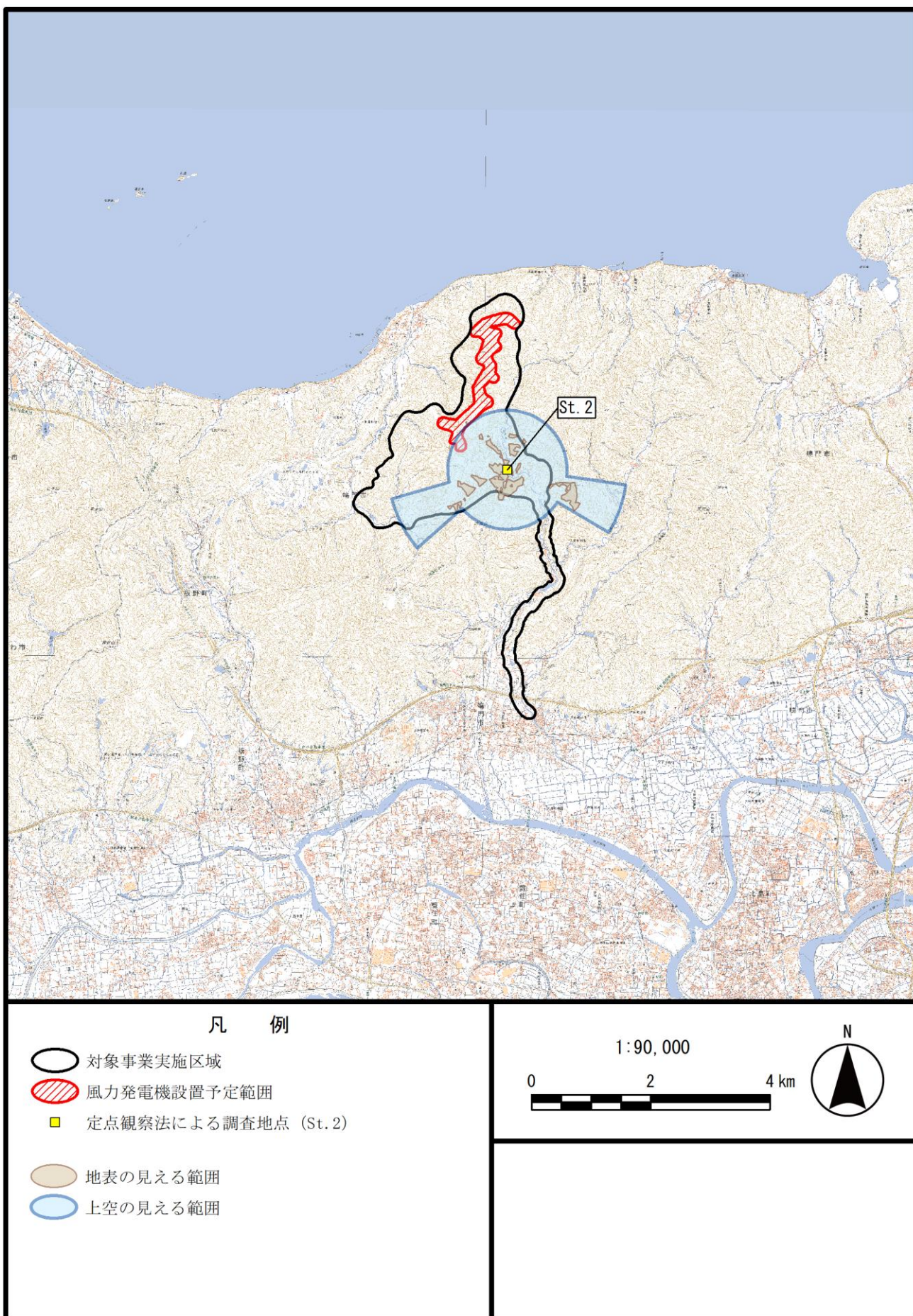


図 10(3) 希少猛禽類調査 定点観察 視野範囲 (St. 2)

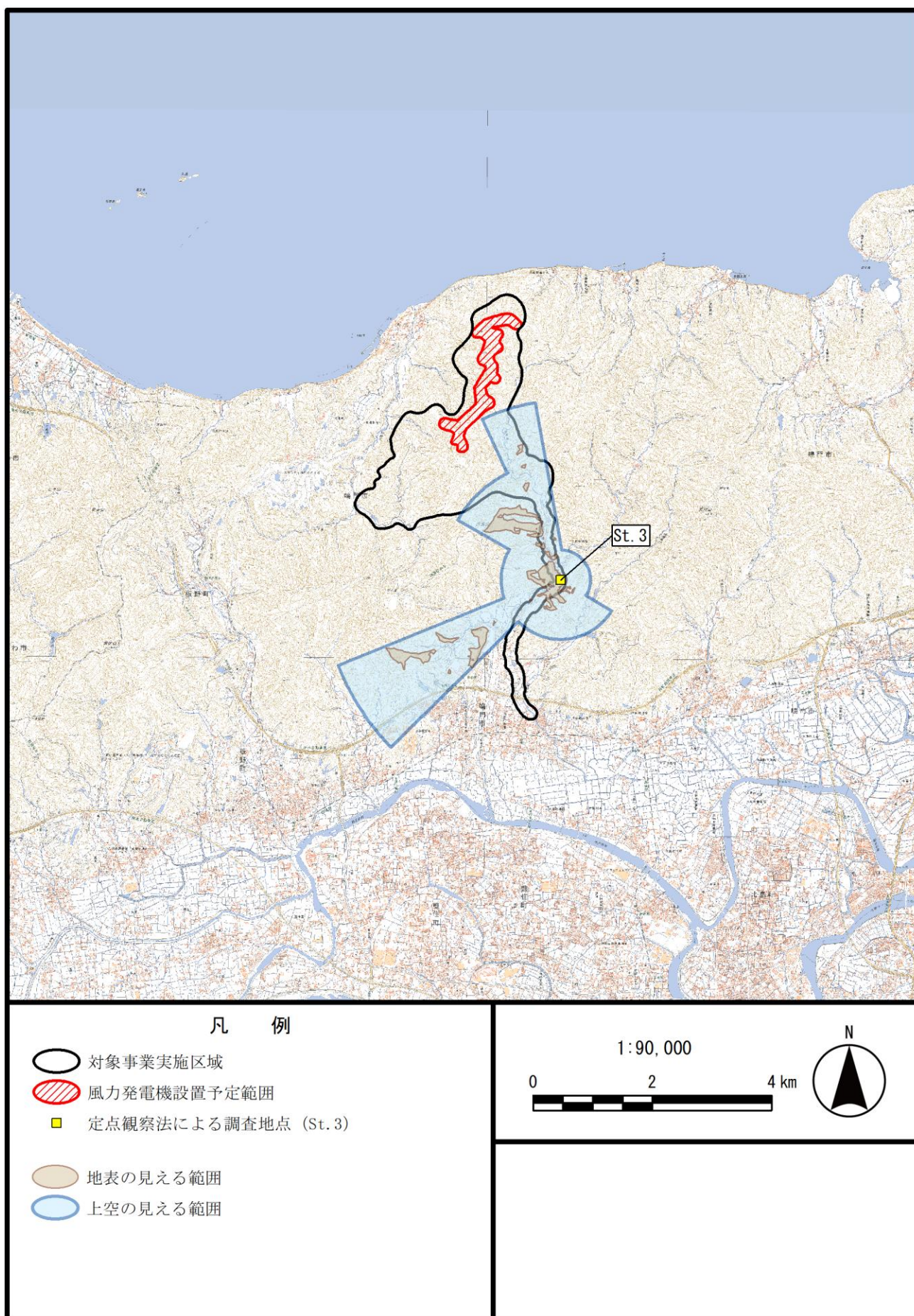


図 10(4) 希少猛禽類調査 定点観察 視野範囲 (St. 3)

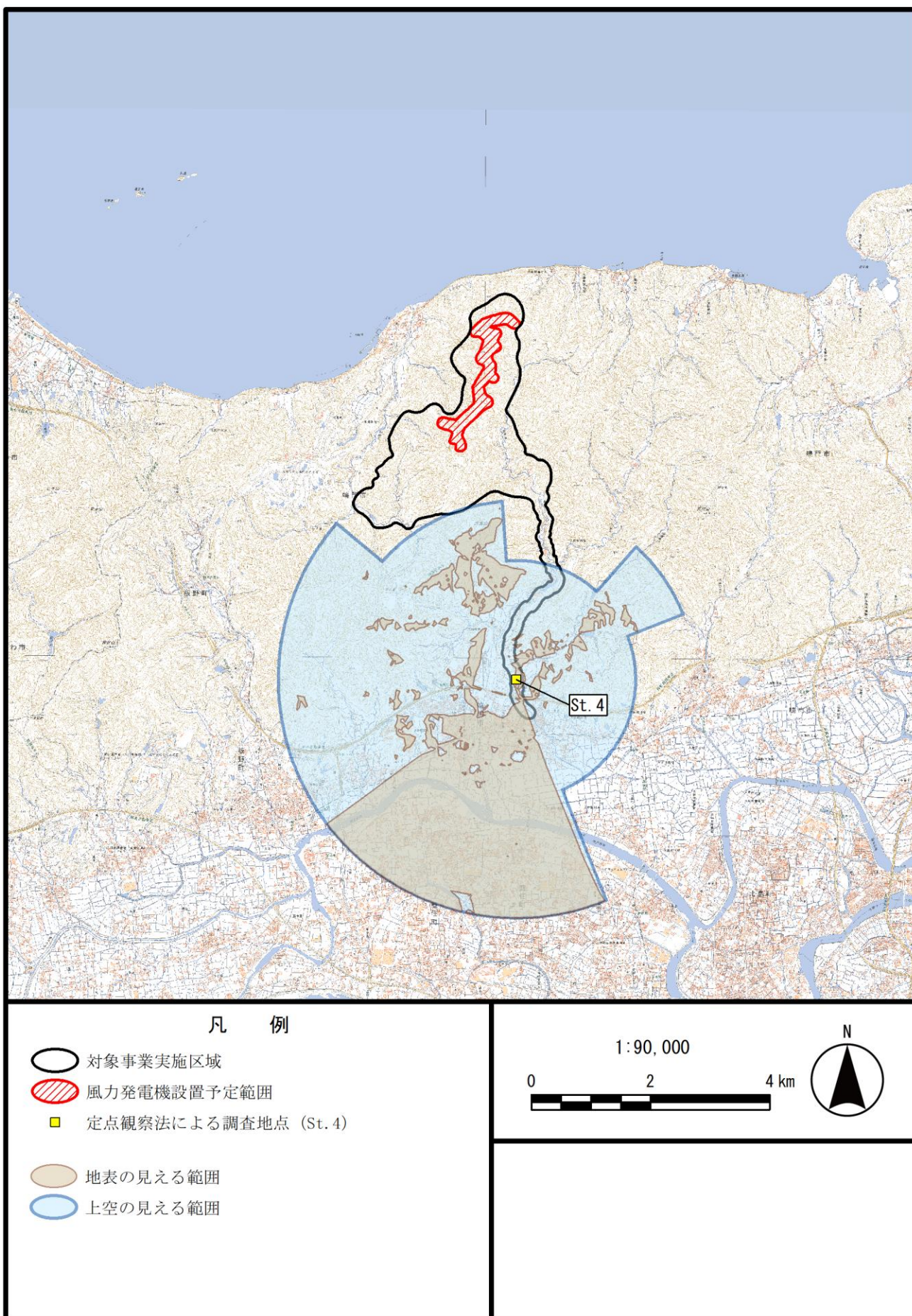


図 10(5) 希少猛禽類調査 定点観察 視野範囲 (St. 4)

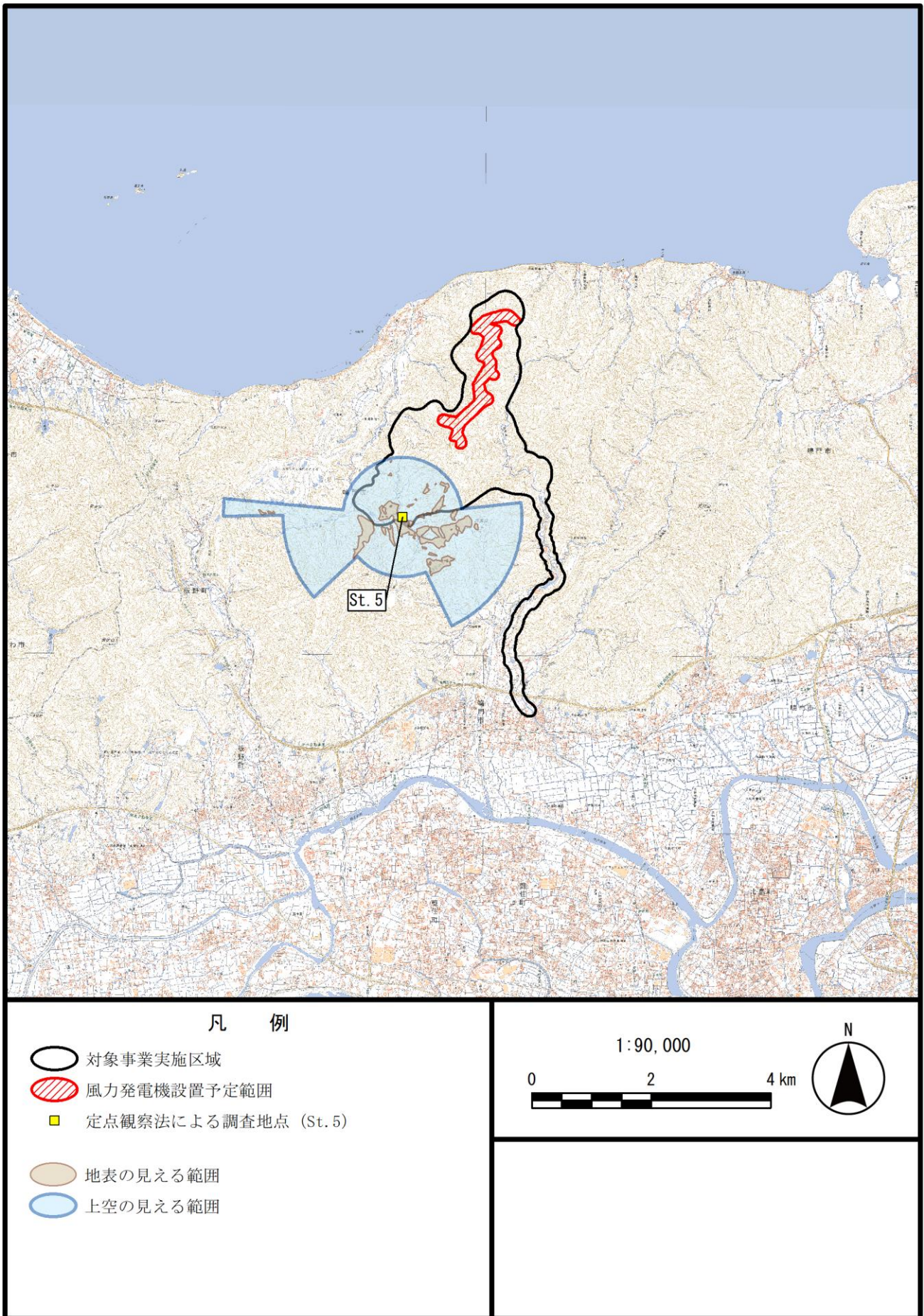


図 10(6) 希少猛禽類調査 定点観察 視野範囲 (St. 5)

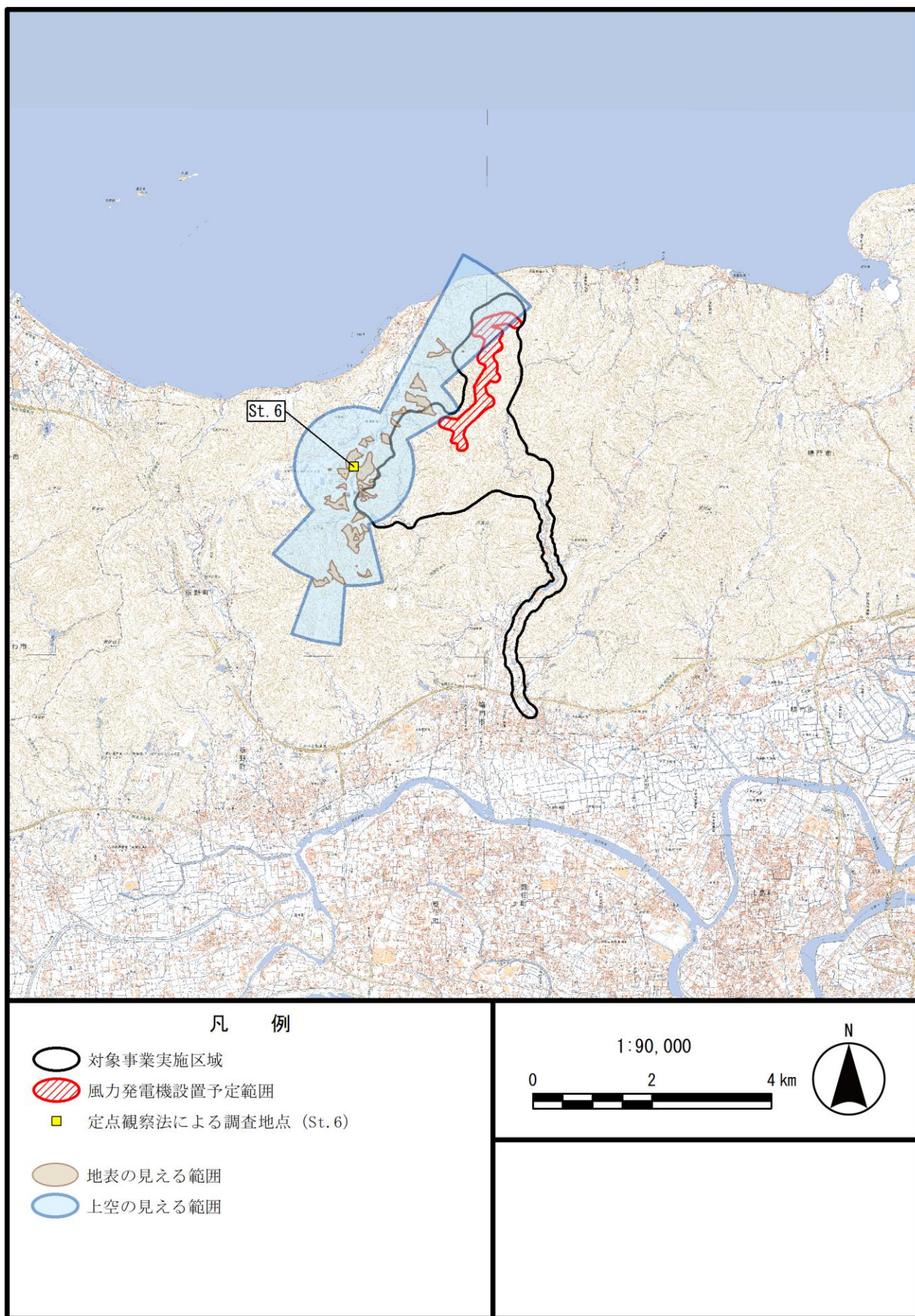


図 10(7) 希少猛禽類調査 定点観察 視野範囲 (St. 6)

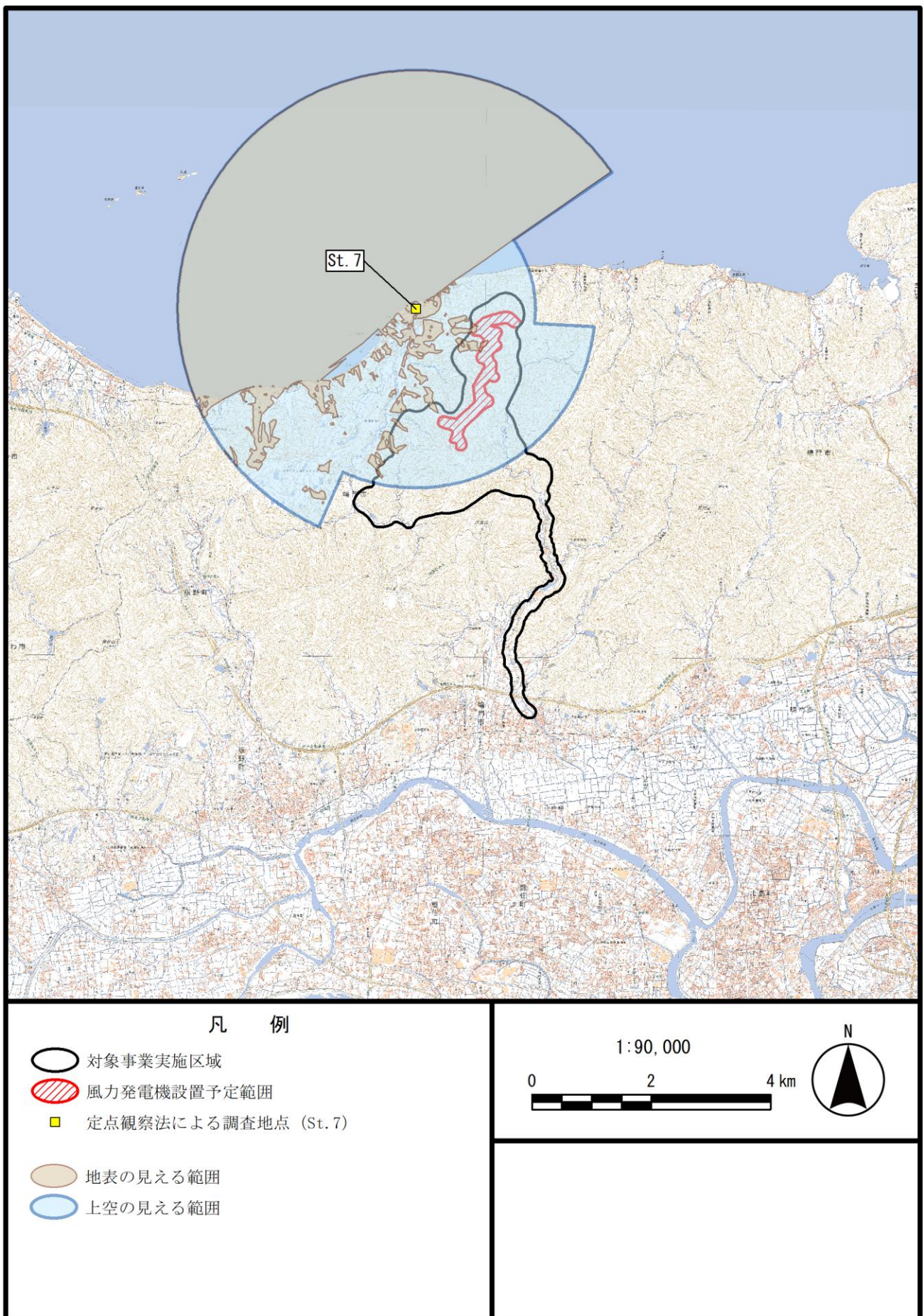


図 10(8) 希少猛禽類調査 定点観察 視野範囲 (St. 7)

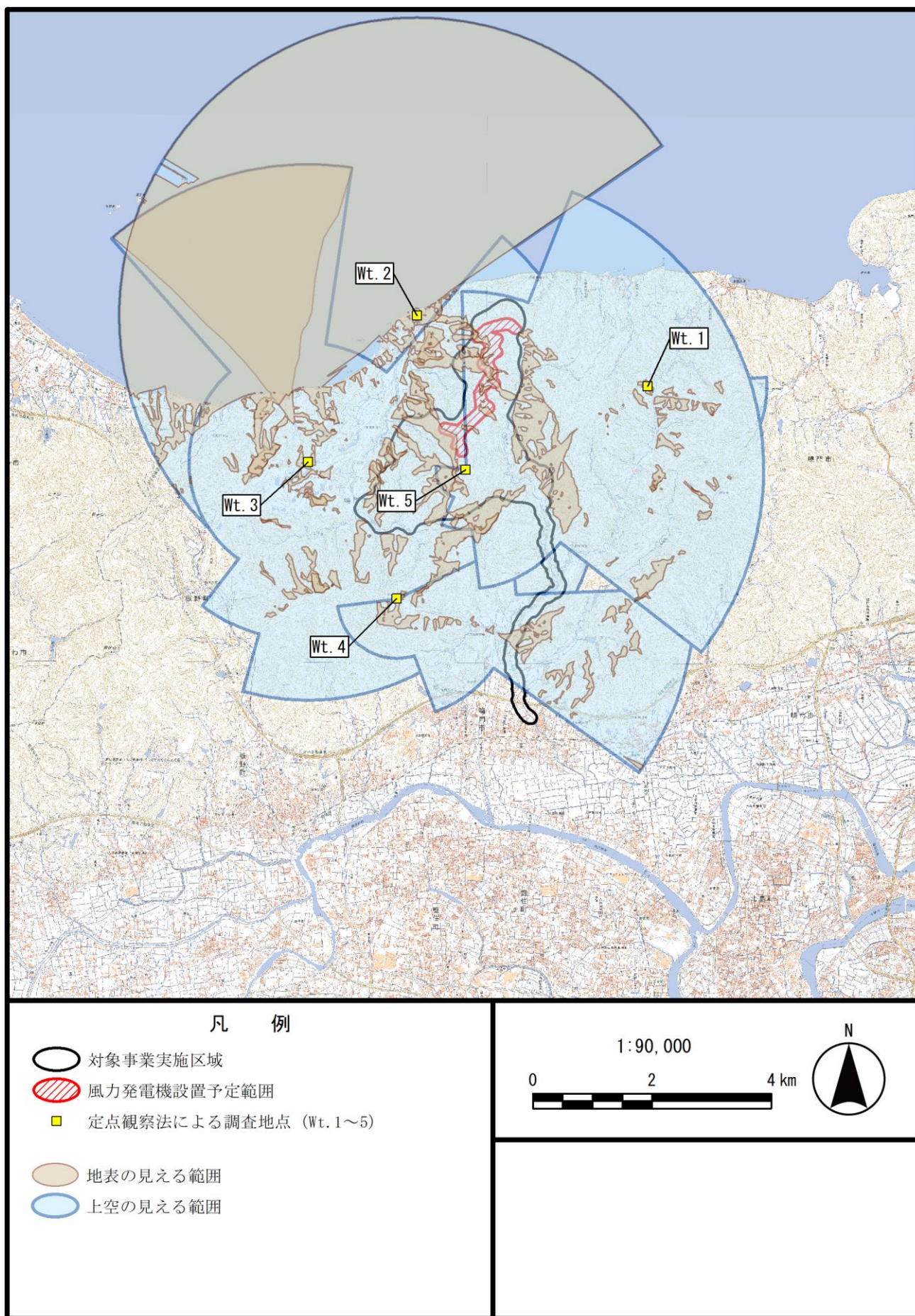


図 11(1) 渡り鳥調査 定点観察 視野範囲 (全地点)

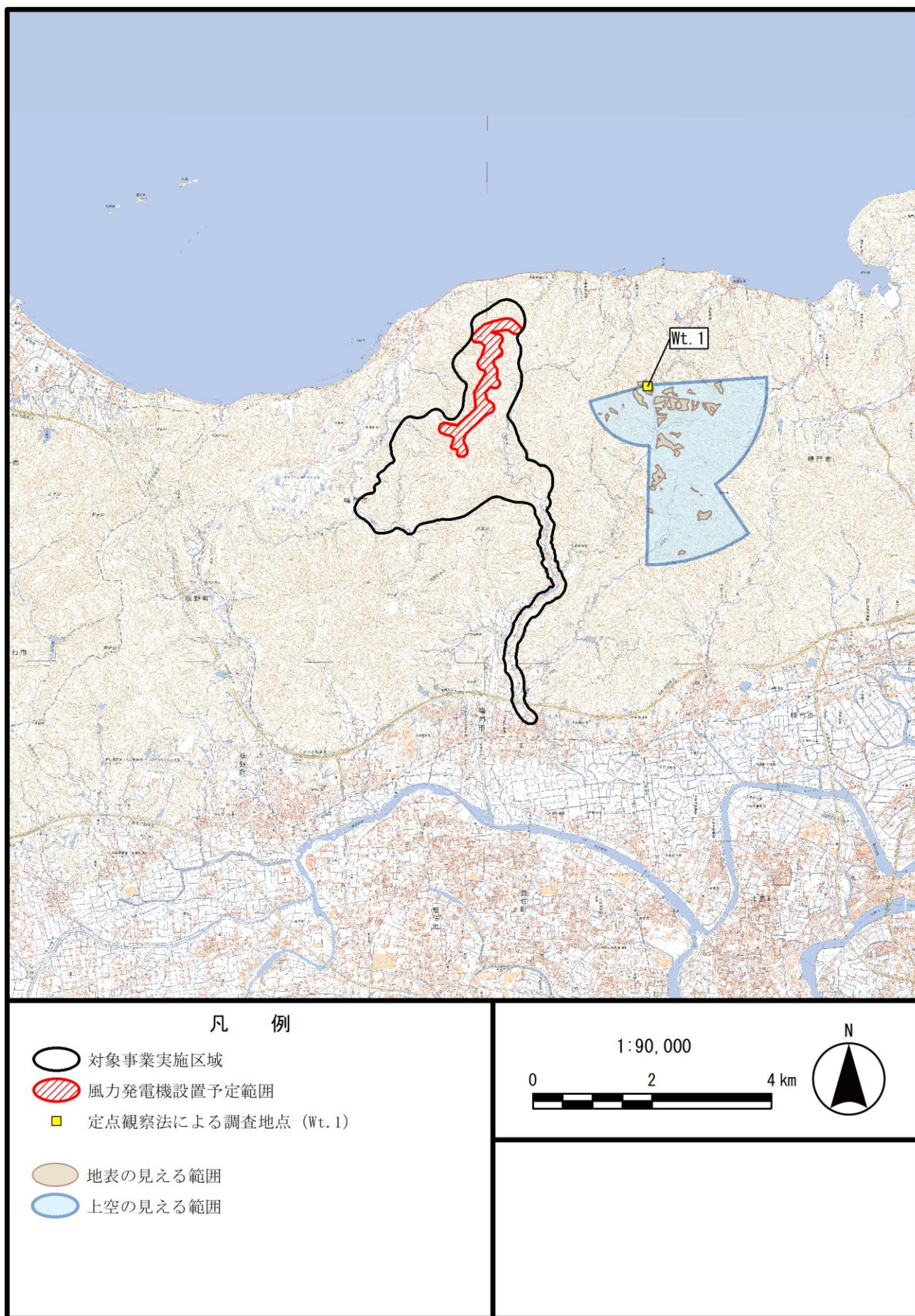


図 11(2) 渡り鳥調査 定点観察 視野範囲 (Wt. 1)

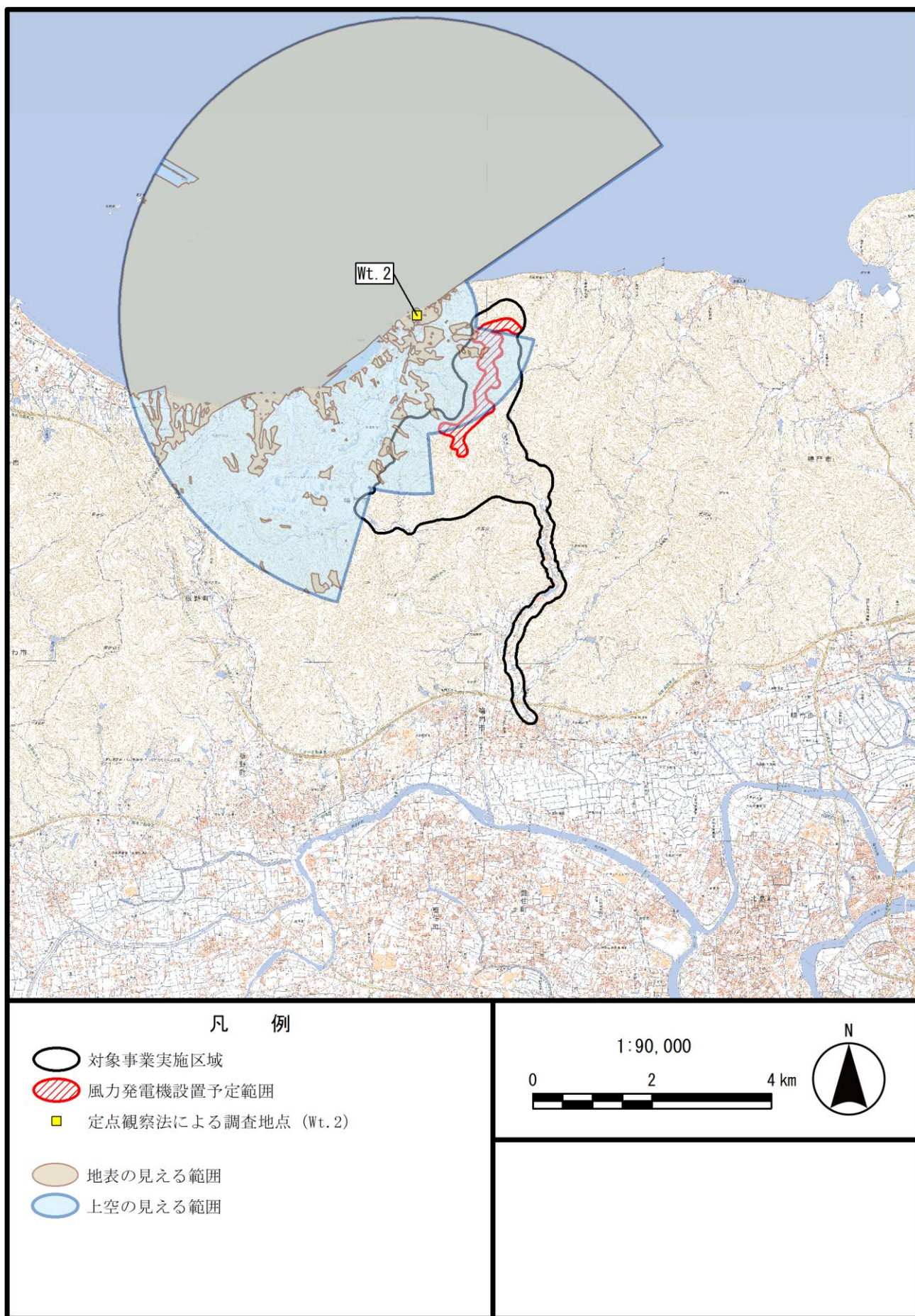


図 11(3) 渡り鳥調査 定点観察 視野範囲 (Wt. 2)

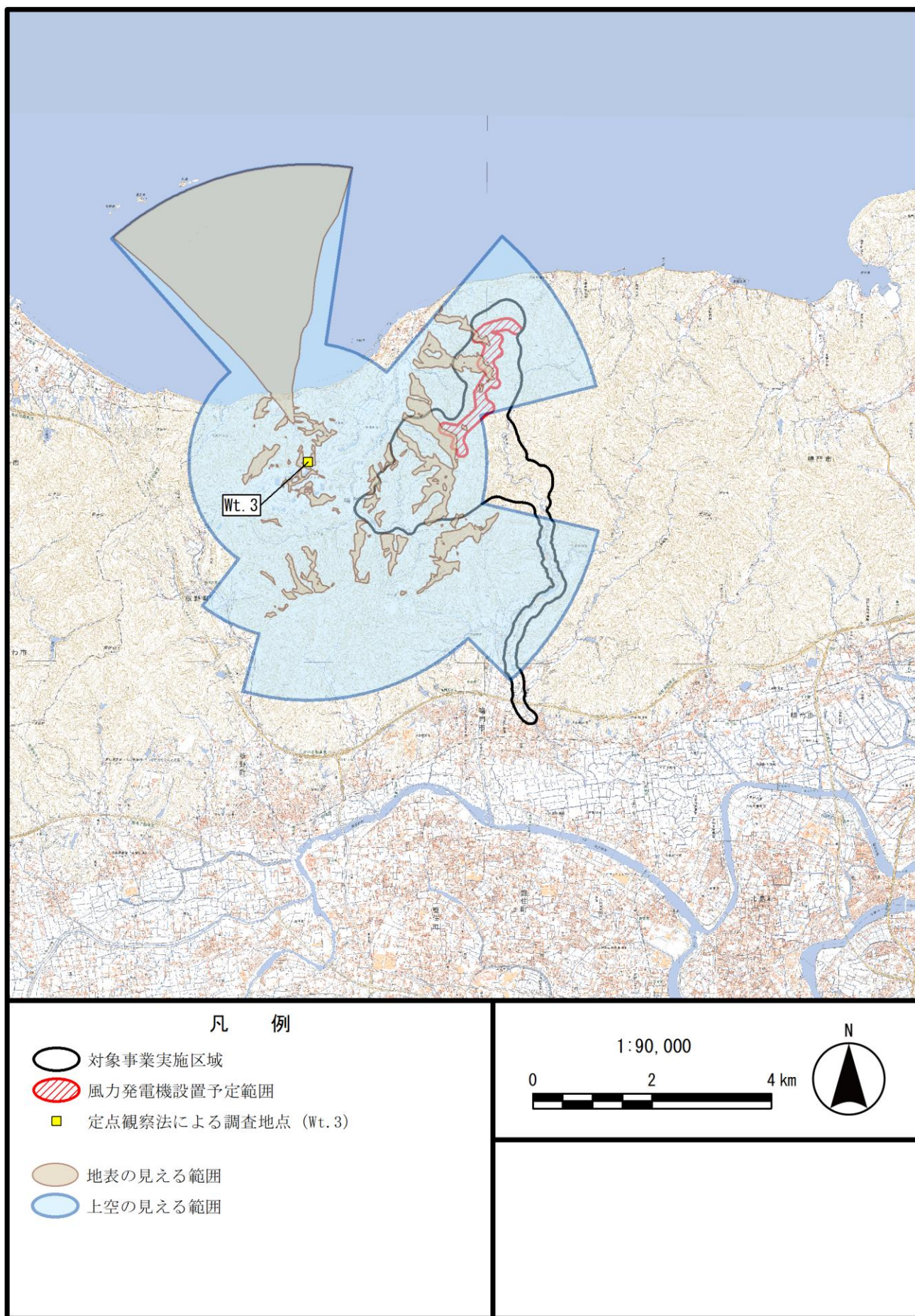


図 11(4) 渡り鳥調査 定点観察 視野範囲 (Wt. 3)

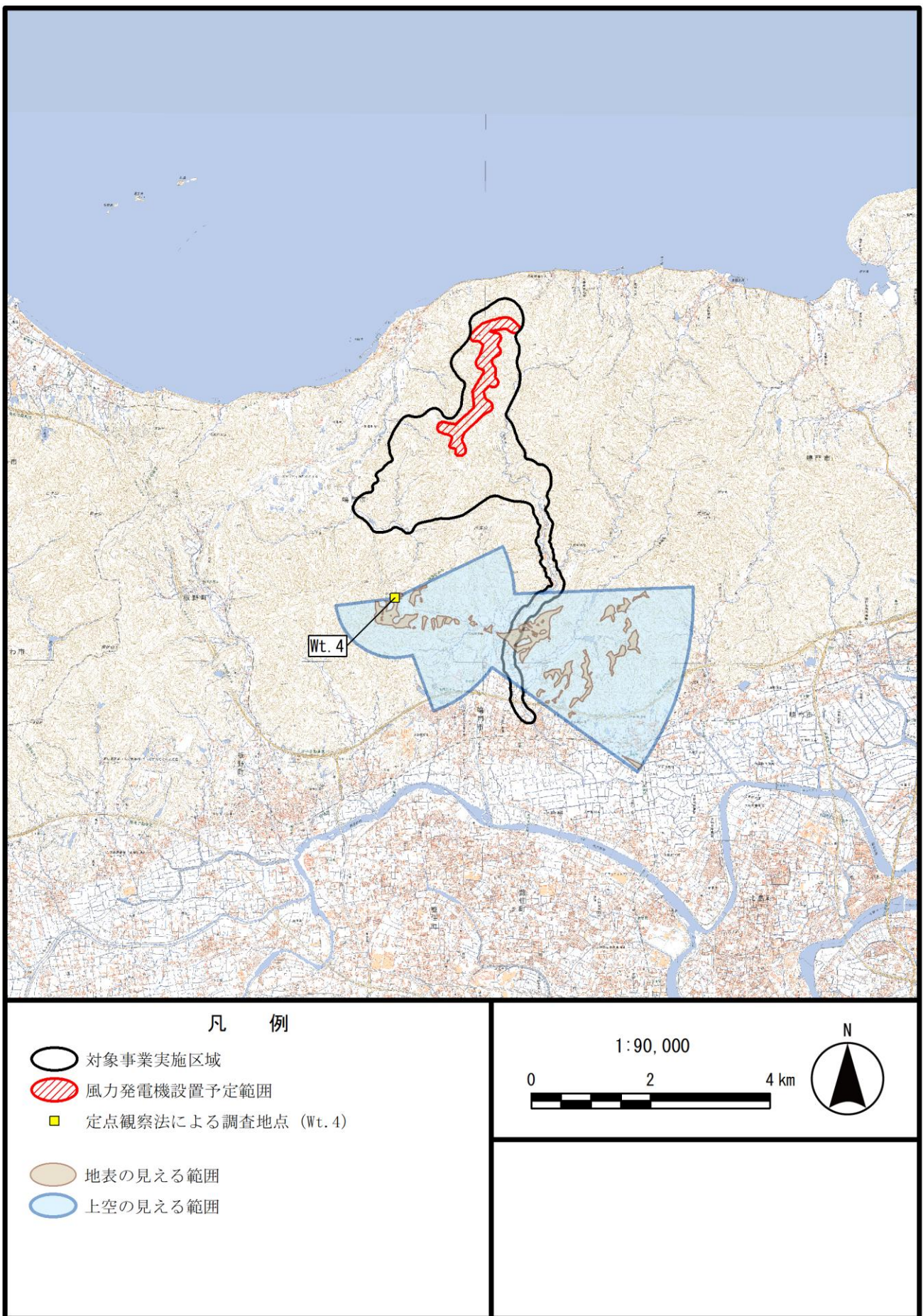


図 11(5) 渡り鳥調査 定点観察 視野範囲 (Wt. 4)

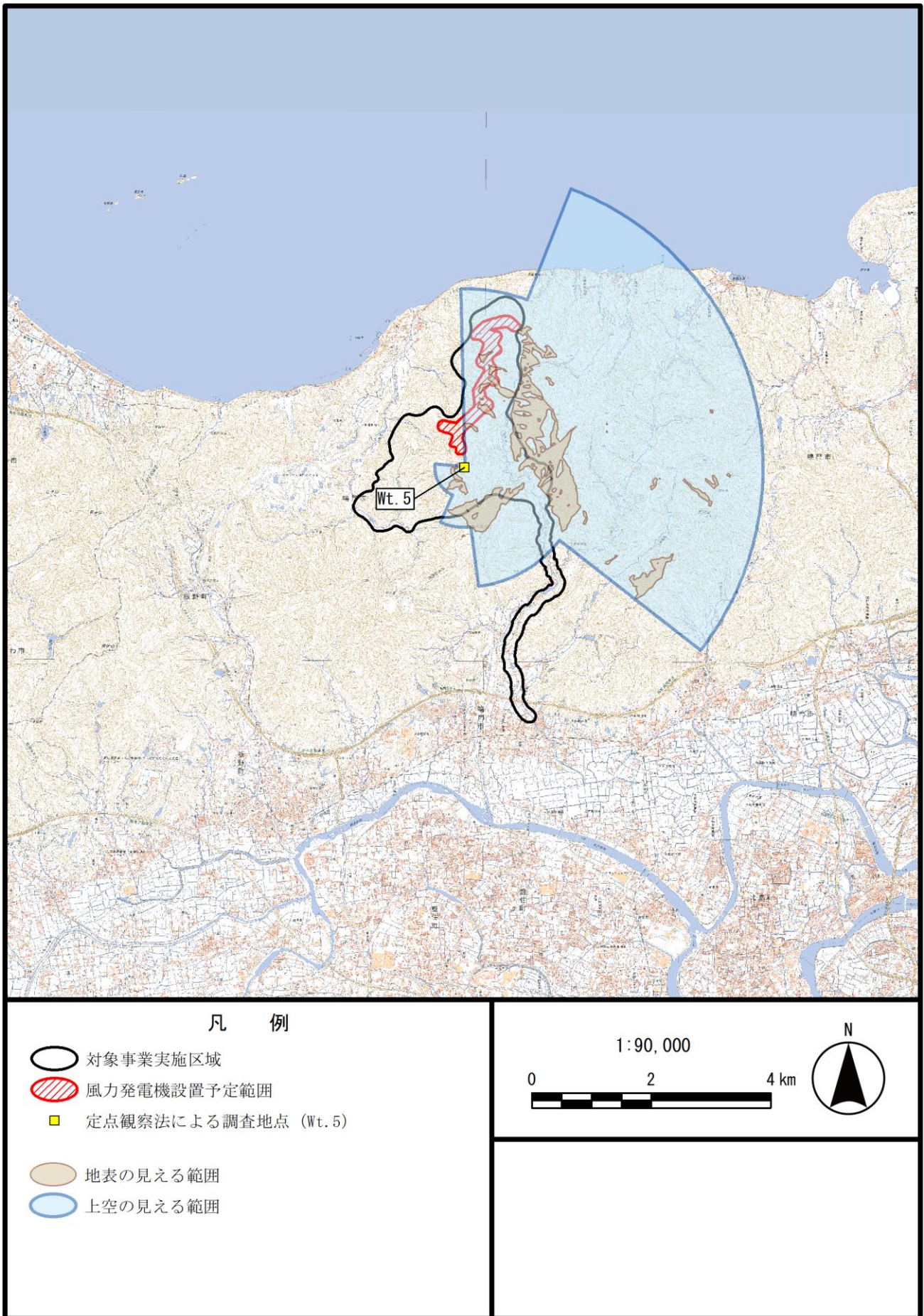


図 11(6) 渡り鳥調査 定点観察 視野範囲 (Wt. 5)

36. 魚類、底生動物の調査についてについて(岩田顧問)【方法書 p. 237】

- ・【魚類、底生動物の調査について】魚類、底生動物の調査を行なう予定の河川の一部は流程が短いため、対象事業実施区域の周辺に多様な河川環境が存在する可能性がありますので、状況に応じて調査地点以外でも補助的な調査を行なうことを御検討下さい。

(事業者の見解)

ご指摘の通り、対象事業実施区域の周辺に多様な河川環境が存在している可能性がありますので、現地の状況に応じて、調査地点以外でも補助的な調査の実施を検討いたします。

37. 植生調査手法について(鈴木顧問)【方法書 p. 250～252】

- ・調査の基本的な手法の植生調査の選定理由に関しては、一般的な手法ではなく、経産省の「調査、予測及び評価の手法」によることを付記ください。
- ・表4.2-1(35) 植生調査地点設定根拠に現地調査と図4.2-5(1) 植物の調査範囲に植生調査地点植生が記されていますが、今回引用の環境植生図は2つの図幅から成り、両図幅間で凡例の不整合が見られますので、現地の状況と実際の植生分布が一致しない場合も考えられます。また、現地踏査の過程で調査が必要な植分も出現することもありますので、調査地点の変更や追加等臨機応変に対応してください。

(事業者の見解)

- ・準備書において、植生調査の選定理由欄を経済産業省の「調査、予測及び評価の手法」に修正いたします。
- ・ご指摘の通り、環境省の環境植生図には凡例の不整合が見られます。現状の植生分布との違い場合が考えられますので、調査地点の変更や追加等については、臨機応変に対応いたします。

38. 専門家等からの意見の概要等について(鈴木顧問)【方法書 p. 281】

・専門家の意見として、「方法書では、環境省の植生をベースに調査(コドラート)地点を決めているが、はじめに航空写真等から最新の植生図を作成した上で、それをベースに調査地点を選定してほしい。」とありますが、準備書の植生図は、詳細な現地調査を行った上でそれをもとに、航空写真等により補正して作成するものです。予め調査地点を示すためだけに現地調査前に航空写真から植生図を作成することは二度手間となりお勧めできません。予めの調査位置の図示は便宜的なものであり、最終的な調査地点は、現地調査と並行して植生単位の配分を確認しながら設定されるものと考えます。

(事業者の見解)

対象事業実施区域及びその周囲における環境省の環境植生図は、2面の接合部分において不整合が見られ、実際の植生と大きく異なることが予測されます。こうした状況と専門家の意見を踏まえ、今回の調査では、はじめに航空写真を用いて、落葉樹林、常緑樹林、植林、草地等の簡易的な植生図又は土地利用図を作成し、それを参考に現地を踏査しながら、植生調査(調査地点の決定、植物社会学的植生調査)を実施し、その結果から植生単位を判別して現存植生図を作成することを考えております。

39. 専門家へのヒアリング状況(非公開)【チェックリスト(方法書)No. 99】

専門家へのヒアリングを実施した場合、ヒアリングを実施した年月、専門家の所属機関の属性、専門家の意見、事業者の対応が記載されているか。意見の根拠となる資料等がある場合は、その情報は記載されているか。[非公開可]

【専門家の意見、属性を確認するため】

(事業者の見解)

専門家へのヒアリング状況は、表1のとおりです。

表1 専門家へのヒアリング状況

専門分野	ヒアリング実施年月	所属、氏名
植生	令和6年2月26日	
植物相	令和6年2月26日	
コウモリ類	令和6年3月10日	
鳥類	令和6年3月10日	

※個人情報保護の観点から非公開とします。

40. 温室効果ガスについて(平口顧問)

- ・事業の熟度が上がる準備書段階では、本事業実施（施設の建設および稼働）に伴う二酸化炭素排出の削減量（あるいは増加量）を評価してください。評価に際しては、既存電力の代替に伴うCO2排出削減量、樹木伐採に起因するCO2吸収量の年間減少量、建設機械の稼働（燃料消費）に伴うCO2排出量などを評価して下さい。

(事業者の見解)

本事業の実施に伴う二酸化炭素排出量の予測及び評価について、準備書以降の手続きにおいて実施を検討いたします。